

1．平成21年第2回郡上市議会定例会議事日程（第2日）

平成21年3月16日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2．本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

3．出席議員は次のとおりである。（21名）

1番	田中康久	2番	森喜人
3番	田代はつ江	4番	野田龍雄
5番	鷺見馨	6番	山下明
7番	山田忠平	8番	村瀬弥治郎
9番	古川文雄	10番	清水正照
11番	上田謙市	12番	武藤忠樹
13番	尾村忠雄	14番	渡辺友三
15番	清水敏夫	16番	川嶋稔
17番	池田喜八郎	18番	森藤雅毅
19番	美谷添生	20番	田中和幸
21番	金子智孝		

4．欠席議員は次のとおりである。（なし）

5．地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	鈴木俊幸
教育長	青木修	市長公室長	松井隆
総務部長	山田訓男	市民環境部長	大林茂夫
健康福祉部長	布田孝文	農林水産部長	服部正光
商工観光部長	田中義久	建設部長	井上保彦
水道部長	木下好弘	教育次長	常平毅

会計管理者	蓑島由実	消防本部 消防長	日置憲正
郡上市民病院 事務局長	池田肇	国保白鳥病院 事務局長	酒井進
郡上偕楽園長	松山章	郡上市 代表監査委員	齋藤仁司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	山田剛	議会事務局 議会総務課長	羽田野利郎
議会事務局 議会総務課長 補佐	山田哲生		

開議の宣告

議長（美谷添 生君） おはようございます。

議員各位には、連日の出務、大変御苦労さんでございませう。

ただいまの出席議員は21名であります。定足数に達しておりますので、ただいまより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、御了承を願います。

（午前 9時30分）

会議録署名議員の指名

議長（美谷添 生君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員には20番 田中和幸君、21番 金子智孝君を指名いたします。

なお、北濃小学校6年生20名の傍聴を許可してありますので、報告をいたします。

一般質問

議長（美谷添 生君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんで決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いします。答弁につきましては要領よくお答えされますようお願いをいたします。

上 田 謙 市 君

議長（美谷添 生君） それでは、11番 上田謙市君の質問を許可します。

11番 上田謙市君。

11番（上田謙市君） 皆様、おはようございます。

今回、私は1番に通告書を提出し、くじ引きをいたしました。そうしましたら発言順序1番のくじを引き当てました。ことしじゅうのくじ運を使ってしまったような気がいたしております。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、日置市政の安心・安全・活力・希望の郡上市づくりについてお尋ねをいたします。

今、私たちは、百年に一度と表される世界的な金融経済の危機の影響を受けまして、あすの生活への何とも言いようのない閉塞感に加えて、不満と不安を感じております。

日置市長は、昨年、初当選後の初議会で、市政を担うに当たり五つの重点課題を明確に示され、それらの実現に向けて積極的に取り組みたいとの決意と覚悟のほどを市民の皆さんに力強く訴えられました。一つには、市民の皆さんが地域を超えて一体感を持てるような市政の確立を目指す。次に、市民自治が生き生きと息づく市政を推進する。そして、市民生活の安心・安全の確保と向上が少子高齢社会にあっては喫緊の最重要課題であるにとらえて、地域社会の安心と安心を支える福祉、保健、医療、防災、防犯、環境などの各種施策の総点検を行い、施策の充実に努める。4番目は、市民生活の安心と安心を確保するため、先人から引き継いだ郷土郡上を今後とも活力と希望に満ちたふるさととして経済的に発展させることができるような郡上づくりを推進する。5番目は、身の丈に合った市行財政体制の確立を目指すであります。本定例会冒頭での来年度に向けた施政方針でも、市民生活の安心・安全の確保と活力・希望のある郡上づくりを推進し、市民主体による持続可能なまちづくりを目指すことを市政運営の重要な基本方針とされております。

私は、市長の強い信念が込められましたこうした熱いメッセージが、市民や、家族の失業、倒産、不景気などといった将来への不満を持つ皆さんに、あるいは周囲のそうした環境のためにぼんやりとした心配を持ちながら日々の生活を送っている市民の皆さんに、大きな勇気と元氣と平穏な気持ちを与えるものとして、大変うれしく受けとめております。そうした思いに立ちながらも、市民の皆さんが日常生活での不安を払拭し、行政サービスに十分な満足を実感できるようにとの思いから、二つの質問をさせていただきます。

一つ目は、来年度から、行政組織の機構改編で、合併後続いておりました総合支所方式が本庁支所方式になります。それに伴い、八幡地域振興事務所は廃止されまして、八幡地域のことは本庁での対応となることが既に決定しております。私は、郡上市での重要課題の一つが行財政改革であると認識しておりますので、そのことはやむを得ないことと承知いたしておりますが、廃止には若干の懸念を持っております。それは、地域の方々からの要望や苦情への対応、地域振興策の推進などは、地域事務所としての組織・機構での取り組みの方がより機動的であり、効率的であり、官民としての協働の精神も共有しやすいと推察されますが、市長はどのように考えておられるのでしょうか。

さらに、施政方針では、他の6地域については現行に近い職員体制・組織を継続して市民サービスの向上と地域活性化への取り組みを推進するとありますが、振興事務所が廃止となる八幡地域の市民に対する行政サービスの公平性、平等性ということについてはどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

2点目は、お金をかけずに職員の知恵と工夫で市民サービスを提供するゼロ予算事業への取り組みを今回の予算編成の柱とされております。市ではこれまでも、開かれた市政と市民の

生涯学習の推進を目的に、産業、教育、福祉、環境、防災などについて市民が学ぶ場に職員を講師として派遣する出前講座を初めとする幾つかのゼロ予算事業があります。そして、岐阜県では平成19年度にこの事業が導入されまして、職員がみずから汗をかく取り組み事業として183事業が県民に提供されております。このゼロ予算事業について、今後の事業分野の拡充と施策の充実への方策についてはどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

大きく2点目は、市の国保加入者のための特定健康診査等実施計画の推進についてであります。

近年、日本の医療費が急激に増加していることは、市民の皆様方も御存じのことと思います。2006年度の医療費の総額である国民医療費は、4年ぶりに減少したとはいえ、33兆1,276億円でありました。2025年度の医療費は約69兆円になるとの試算もあります。その医療費の3割近くが生活習慣病関連であるようであります。

生活習慣病とは、糖尿病、高血圧症、脂質異常症などで、日ごろの生活習慣がその発症の原因に深く関与していると考えられている疾患の総称であります。毎日のよくない生活習慣の積み重ねによって引き起こされる病気のことです。近年、生活習慣病が日本の死亡原因の6割を超えると聞いています。そして、生活習慣病と肥満を複合する状態を医学的に「メタボリックシンドローム」といい、がん、脳血管疾患、心臓病の日本人の3大死因は生活習慣とのかかわりが強く、肥満がその疾患になるリスクを上げていると言われております。肥満は脂肪組織がふえることですが、おなかの中の腸の回りにたまる内臓脂肪か皮膚の下にたまる皮下脂肪によって引き起こされる病気が違ってくるのですが、メタボリックシンドロームとは内臓脂肪が蓄積した場合をいいます。

さて、私たちは、このメタボリックシンドロームや生活習慣病という病気に対して積極的に治療をしていないという現実があります。そのために、これまで実施されていた健康診断よりもさらに一步踏み込んだ形の検査を行い、その結果に対する保健指導を行い、生活習慣を改善して病気を予防する目的の特定健診と特定保健指導が昨年4月から実施されております。この特定健診では、腹囲、おへその回りの太さですが、おなかの回りですが、腹囲、血圧、血糖値、コレステロール値の4項目を検査しますが、国民健康保険を運営する市町村・企業の健康保険組合などでは健康診査の採用実施が義務づけられており、40歳から74歳の健康保険加入者は受ける必要があります。そして、検査の結果で4項目の数値が基準値を超えた場合には、みずからの健康状態を自覚して生活習慣の改善のために積極的な取り組みが行えるように、医師や保健師、管理栄養士からの面接指導を受けることが特定保健指導であります。

そこで、四つの質問をいたします。

1点目は、本年度は特定健康診査等実施計画の第1期計画の初年度として実施をされました

この特定健診と特定保健指導であります。特定健診受診者の実績、これはまだ見込みかもしませんが、その見込みの実績と、その分析評価及び来年度への課題と対策、そして受診料の自己負担金額はどのように考えておられますか。

2点目は、計画によりますと、健診受診者の全員に保健指導の必要度に応じての情報提供、動機づけ支援、積極的支援を行うこととなっておりますが、そうした特定保健指導の現状と、それを実施する中で見えてきた課題があるとするれば、その課題に対しての対策はどのように考えておられますか。

三つ目、市民に公平な行政サービスを提供するという観点から勘案いたしますと、国保の被保険者でない受診者の保険者である、例えば健康保険組合などとの連携が大切であると推察いたしますが、その現状と今後の方針はどのように考えておられますか。

4点目、特定健診は、市内の医療機関で受診できる施設健診と、市の地域医療センターを中心とした集団健診があります。本年度の集団健診体制では年間138回が実施されたようであります。専門職員の仕事量といたしますか、職務の量がこれまでの住民健診と比べるとかなり大きくなったというふうに思っておりますが、保健師や管理栄養士などの専門職員の充足数や増員の必要性についてはどのように考えておられますか。

大きく三つ目の質問は、市民の健康づくりに向けた対策についてお尋ねをいたします。

我が国の子供に肥満が増加しているとの調査結果があります。子供の肥満が多くなってきた原因は、食を初めとする生活環境によるものだと言われております。具体的には、食べたいものだけを多く食べる、スナック菓子やカップめんなどをよく食べる、朝食はあまり食べないで夕食をたっぷり食べる、好き嫌いが多く、清涼飲料水の多量摂取、野菜嫌い、遊びの大半がゲームやコンピューターなどで体をあまり使わないといったことが肥満になる原因として上げられております。

近年の日本人の食生活は、動物性たんぱく質と脂肪のとり過ぎが問題であると指摘されておりますが、高エネルギー、高脂肪の食事を摂取する子供も多く、そうした子供は確実に肥満になると言われております。心配されることは、子供の肥満は成長して大人になっても肥満である率が非常に高く、しかも今日の肥満の子供たちは既に生活習慣病を患っているか、あるいはその予備群であったりして、大人の肥満、メタボリックシンドローム、生活習慣病の予防には子供のときに肥満にしないことが肝要であると言われております。

そこで質問ですが、1点目は、大人の生活習慣病を予防するには、子供のときから肥満にしないための適切な食生活や運動習慣を身につけさせることが大事であります。現在、学校では児童・生徒の身体測定や健康診断、給食による食育指導などを通して子供の肥満予防対策に取り組んでおられると承知いたしておりますが、その取り組みの現状評価と今後の課題について

教育長はどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

二つ目は、特定健診の実施は国保や健保の保険者義務となっていますが、受診することが被保険者や被扶養者の義務ではないために、受診率を向上させることは容易ではないというふうに思っております。今後もふえ続けるであろうと予想されるメタボリックシンドロームをみずから改善するには、健康づくりのための運動と食生活、そして禁煙などの健全な生活習慣の普及・定着に向けた市民運動への展開も大事であろうというふうに考えますが、市長はどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

再質問は用意しておりますので、どうかその時間を与えていただけるような簡潔な答弁をお願いいたしまして、質問を終わります。

議長（美谷添 生君） 上田謙市君の質問に答弁を求めます。

日置市長。

市長（日置敏明君） 上田議員の御質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず第1に、この4月から始まります新しい行政機構改革についてのお尋ねでございます。

御質問にもございましたように、4月1日から正式に本庁支所方式という体制で臨みたいというふうに思っておりますが、その際、御質問にございましたように、八幡振興事務所は廃止をします。他の6町村につきましては、それぞれ振興事務所として、ほぼ現在の職員体制で臨みたいというふうに思っております。

その際、現在8人ある八幡の振興事務所というのがなくなるということで、非常に八幡地域の皆さんに御迷惑をおかけするのではないかというような懸念があるのではないかとございまして、今回、八幡振興事務所8人体制というのを、振興事務所はなくしますが、この本庁に八幡地域の対応のための職員として5名の職員を、当面、八幡地域担当ということで配置をいたしたいと思っておりますし、八幡地域のことにつきましては、総務部の総務課長を八幡担当課長として、責任を持って八幡地域のことに對しましてはでき得る限り、これまでと同様、きめ細かく対応させていただきたいというふうに思っております。公平性云々というお話がございましたが、私どもはむしろ、八幡に市役所の本庁があるということで、この本庁にいる職員は全員が八幡担当であり郡上市担当であるということで、むしろ市役所の本庁がない地域の方々に御迷惑をかけてはいけないという思いもございまして、そういう意味で、できるだけ振興事務所の職員を現有に近い形で残しながら、きめ細かいサービスをしていきたいというふうに思っております。

ただいま申し上げましたような体制で、経過的な措置がいろいろ必要だと思っておりますので、この本庁に八幡地域担当ということで5名を配置し、今申し上げましたように、担当課長はきちんと任務づけをいたしますが、この本所にいる職員が「私は八幡担当ではない」ということ

は言わせません。みんなが八幡地域の担当であり、郡上市全体を担当する職員であるという気持ちで、御不便や御迷惑をかけないように、また市民協働等も円滑にいくように対応してまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

それから次に、今回、予算編成の柱として私が申し上げましたゼロ予算事業ということでございます。

厳密に言って、ゼロ予算ということは本当はないというふうに思います。私たち公務員は勤務時間に、1分過ぎても、1時間過ぎても、これは人件費を使っているわけでございます。むしろ人件費こそが最大の事業費であるという考え方で、私たちはやはり職務に専念しながら行政の質の向上とかそういったことに努めていきたいと。予算がないからできないというようなことで思考停止をしたり実行停止をしたりしないようにという考え方で、特段の予算計上はしないけれども、やれることはやっていこうという考え方で、今回、私も職員にゼロ予算事業というものの提案というものを求めました。

そういう中で、職員の方で考えてくれて、新規の事業で20事業、これまでも特段ゼロ予算事業と言挙げして言っていたわけではございませんが、継続してやっていた事業が29事業ほど、合わせて49事業ほどをこうしたゼロ予算事業として位置づけてやっていこうということで、職員とともに頑張っていきたいというふうに思っております。昨年からはじめております市長と住民の皆さんとのふれあい座談会といったものも、特段予算計上しているわけではございませんが、そういうものをやっていきたいと思っておりますし、今回いろいろと職員の方からアイデアを出してくれました。いろいろとごみ処理の問題の市民の皆さんと協働してやっていく事業であるとか、そのほか、これまでもやっておりますが、県の職員や市の職員が一緒になってボランティアで出てやる棚田の保全事業であるとか、幾つかのアイデアを出してくれましたので、こういうものをやっていきたいと。そして、ねらいは行政の施策の質の向上であるとともに、いろいろな事項について、とりたてて予算的に計上しないけれども、試行的にやってみると。そういうものの中で、効果があれば、そういうものを改めてまた予算上も位置づけながらやっていくといったようなことで進めていきたいというふうに思っているところでございます。

それから最後でございますが、いわゆる健康づくり、メタボリックシンドローム対策というお話がございました。

健康ということに関しては、私たちはもうあふれるばかりの情報をテレビや雑誌やいろんなもので得ていて、どうすれば健康にいいかということはもう頭ではわかっているけれども、実践が伴わないということが一番の問題ではないかというふうに思っております。私はこれまで、県の健康長寿財団に4年弱ほど在籍をさせていただいて、県民の健康づくりという施策にかかわってきましたが、その難しさというものを実感はしておるところでございます。

今後の進め方ということでございますけれども、現在、郡上市の中では、市民の皆さんに母子・成人保健推進員というような形で、140名余の方々にそういった健康づくりのための推進員になっていただいておりますし、それから市民の皆さんの中には、五感健康法推進員とか健康づくり友の会の会員とか、いろんな形で健康づくりというものに取り組んでおられる市民の皆様方のグループ・団体がございます。こういったたくさんの市民の運動というものが今までそれぞれの思いでやられております。そのほか食生活の改善推進員さんとか、いろんな方がいらっしゃいます。こういった方々をやはり大きな例えばメタボリック対策というようなことの目標に方向づけをしながら、みんなで健康づくりに取り組んでいきたいというふうに思っております。

健康づくりは、やはりみんなでやる、それから楽しくやる、そして正しい方法でやるというようなことが大事でないかというふうに思っているところでございます。新年度には、先ほどお話がございましたが、食べるというようなことは非常に大事なことでございますので、改めてといたしますか、郡上市の食育推進基本計画というようなものを策定し、子供たちとともに大人も含めて、食の大切さ、食のあり方というようなものも見直しながらいきたいというふうに思っております。

また、いろいろ運動の大切さということも非常に必要でございますので、高齢者の運動教室というようなことも拡充をしながら進めていきたいというふうに思っておりますし、それから例えば市民の皆さんに先ほどお話がございました特定健診というようなものを受診していただくときに、いろいろとそういった健診時に市民の皆さんから健康づくりの標語を募集するというようなことも進めていきたいというふうに思っております。和良の方では、この前ですが、例えば全国の子供たちのための禁煙といたしますか、たばこの煙害のない環境づくりという標語に小学校の2年生の藤村理正君という方が応募してございまして、「うっくるしい ぼくのじゅみょうが へっていく」という標語が全国の標語募集の中で優良賞をとられました。こういったことも非常に大切なことであろうかと思っておりますので、そういった市民のみなんで健康づくりに取り組むような機運を標語募集等もしながら盛り上げていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（美谷添 生君） 青木教育長。

教育長（青木 修君） おはようございます。

それでは、上田議員の御質問の子供の肥満予防についてとそのための健康づくりの指導について、児童・生徒の肥満の程度についてまずお話をして、その後で健康づくりのための指導についてお話をさせていただきたいと思っております。

まず肥満の状況ですけれども、県の学校保健統計によりますが、肥満度は身長別標準体重を

もとに算出をしておりますけれども、その計算に基づいて、20%以上体重を超えている場合を肥満の傾向、それから逆に20%以上少ない場合をやせている傾向というふうにしますけれども、小学生で言いますと、男子で19年度は8.0%、いわゆる肥満傾向のある児童・生徒の割合ですが、それから20年度は7.6%、そして女子で言いますと、19年度が6.0%、それから20年度が6.6%です。中学生で言いますと、男子が19年度で10.9%、それから20年度で10.7%、女子が19年度で6.9%、20年度で8.8%、県の平均と比較しましてもそれほど大きな差はございませんので、特段、肥満傾向のある児童・生徒が多いということは言えないだろうというふうに思います。しかしながら、この肥満の状況については、どういう性質の肥満であるのかということについてその検査によって違いますので、特に肥満の傾向のあることについては詳しく調べないとまだわからないというような状況です。

そこで、健康づくりのための指導ですけれども、一つは、やはり体育の授業の充実ということが大事ですので、それによってバランスのとれた体位・体力を育てていくということが大事だというふうに思っておりますし、それからもう一つは、スポーツクラブですとか、あるいは部活動等を通じて、運動に親しんで体力の向上を図っていくということ。それから3点目は、先ほど市長の御答弁にございましたけれども、食の指導によって栄養のバランスのとれた食事ができるようにということで、特に平成21年度から2名の栄養教諭を市内に配置いたします。それによって食育の一層の推進を図っていききたいというふうに思っております。それから四つ目は、やはり食の原点というのは家庭にございますので、家庭教育学級等を通じて特に食育の研修を行っていきけるようにしたいと思っております。5点目は、特に肥満傾向ということについては、ある意味で個人的な問題という側面が大変強うございますので、家庭との協力によって個別指導をしていくなり、あるいはグループ指導というようなことで、それぞれの個に応じた相談、あるいは指導、こういったものを進めていきたいと。これには養護教諭ですとか栄養士の役割が非常に大きいと思っておりますので、そういったところと連携をしながら進めていくと、このように考えております。

議長（美谷添 生君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（布田孝文君） おはようございます。

特定健診のさまざまな実施をやってきたわけでございますけれども、その評価でありますとか、課題でありますとか、実績はどうかということでございましたので、お答え申し上げます。

まず、今年度初めてこの形で取り組みさせていただきましたけれども、実施の見込み数といえますか、対象者、国保で40歳から74歳まででありましたが、9,835人の対象者が見えました。それで見込みを立てましたが、結果的にまだすべて3月まで終わっておりませんけれども、現在の受診率については約43.5%ということで、当初、46%ぐらいいくんではないかなというこ

とをちょっと思っておりましたけれども、今、医療機関で申し込まれた方の、実際申し込まれて受診される方を90%ぐらいでないかなと見込んでおりましたが、割と最近の数字でちょっとその数字が下がってきましたもんですから、43.5%ぐらいを見込んでおります。近隣の中濃地域の市と比べると、郡上市の方はどの市にも負けんぐらいの受診率でございますけれども、そういう状態でございます。

それから、取り組んだ中身によりますが、民間の医療機関の方も7機関の方に参加していたいておりますけれども、来年度にはさらに4医療機関が窓口といたしますが、このことをやっていただくというようなことになっております。

それから、個人負担金の関係でありますけれども、現在、医療機関と集団につきましてはそれぞれ1,000円と700円ということで負担金をいただいておりますが、この金額については他の市町村と比較しましてもそんなに郡上市が高いということではございませんし、19年度の生活習慣病の個人負担では、医療機関で1,500円、集団で1,000円ということで健診の負担金をいただいておりますもんですから、その金額と比べると若干安くなっておるのではないかなと。もちろん検査項目等々が多少変わっておりますので一概に比較できませんけれども、そういう状況であります。

それから、先ほどのメタボリックシンドロームのいわゆる動機づけの支援でありますとか積極的支援でありますけれども、今年度の見込みとして受けていただいた方の中で、動機づけ支援の方は約10%、それから積極的支援の方が13%ほどの出現率でございました。人数で言いますと、動機づけ支援では480名ほど、それから積極的支援では330名ほどの方がちょっとこれは問題あるぞという方ではございましたが、そのうち、いわゆる保健師等々の指導を受けられた実質人数につきましてはおおむね両方とも30%ということでございましたもんですから、せっかくこういうふうな形で結果が出た方についてはできるだけさらに実施指導の方も受けていただきたいというふうなことを思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

それからもう1点、いわゆる市の方は国保対象者の方には積極的なといいますか、受診をしていただくわけでございますが、いわゆる国保以外の社保の方々につきましては、やはりどうしても受診率が低いというような実態になっております。社保等につきましては、それぞれの保険者の方で皆さん方に連絡をしていただいて受診をしていただくようお願いをしておるわけでございますけれども、市の方でも、これまでもチラシの中にはその方々にも呼びかけをさせていただいて、もしわからないことがあれば郡上市の方に相談をかけてくださいというようなことはしておりますもんですから、必ずしも国保以外の方を除外しておるというようなことはなくて、一緒になって郡上市民という立場でやっておりますので、よろしく願いいたしたいというふうに思えます。

それから、それを管理するいろんな職員のことでも御心配いただきましたけれども、郡上市の現在の保健師の職員数は23名でございます。育休等々で休んでおる職員もございまして、この特定健診とかいろんな事業のもあわせて19年度から比較すると3名ほど増員をさせていただいております。保健師の仕事がこの特定健診ばかりではなくて、いろんな保健活動がございすもんですから、いろんなところで頑張ってくださいしておりますけれども、他の市町村と比較しましても必ずしもこの人数が少ないということではないという中で、限られた職員数でありますけれども、今後も含めて皆さんと一緒に頑張っていきたいというふうに思っておりますが、何せ皆さんが受診をしていただくことが第一でございますもんですから、今ちょうど各地域の方では受診票の方を出していただくようお願いをしておりますので、もう一度、ひょっとして出されておらん方が見えたら、ぜひ出していただくようによろしくをお願いをしたいというふうに思います。以上であります。

(11番議員挙手)

議長(美谷添 生君) 上田謙市君。

11番(上田謙市君) それぞれの質問に御丁寧な答弁をいただきました。

八幡振興事務所が廃止になることについては、私は質問でも触れましたように、やむを得んことだと思っておりますし、市長の答弁にもありましたような配慮がなされておることでも大変ありがたいというふうに思っております。しかし、事務所がある場合とない場合を比較しますと、対応への便利性であるとか、あるいは事務処理の迅速性ということについては、やっぱり事務所があった方が私は速いんでないかというようなふうに思っておりますので、多少のそうした不満や不安は残るわけではありますが、地域の議員といたしましては、廃止後の推移も見守りながら、地域の人々の反応であるとか意見などを私なりに敏感にとらえていきたいというふうに思っております。

ゼロ予算事業については、午後の森議員からも質問があるようでございますし、それに向けての提言もなされるようでありますので、私は市長の答弁をいただいたということで了とさせていただきます。

2番目、3番目の質問についてであります。確かに部長が言われるように、こうした体制になることによって十分な専門スタッフの体制がとられておるようには思っておりますけれども、今後の集団健診の特定健診、特定保健指導等々を進める上で、やはり私は保健師さんであるとか管理栄養士さんであるとか、そうした専門職員のスタッフ体制の充実ということは欠かせないことであろうというふうに思っております。私は、裕前市長さんにも同様な質問をさせていただきました。裕前市長さんは、行革と相反しても保健師などの有資格者を確保し増員したいと、前向きな姿勢を示されました。市長の御答弁にもありましたように、市長は県の健康

長寿財団の理事長も務められ、また長鉄の八幡駅から庁舎までウォーキングで通勤してみえるという、健康づくりを率先して実行していただいておりますが、この専門スタッフの体制の充実ということにつきましては、さらなる充実ということにつきましてはどのような御見解でおられるかお尋ねをして、再質問とさせていただきたいと思っております。

議長（美谷添 生君） 日置市長。

市長（日置敏明君） 保健師等、健康づくりのための専門スタッフにつきましては、先ほど布田部長が答弁を申し上げましたとおり、現行の郡上市の配置状況はそれほど悪いという状況ではないということでございます。むしろ中位と高位の間ぐらいにあるというふうに承知をいたしておりますが、なお今後いろいろ特定健診の状況、あるいは実施状況、あるいは市民への保健指導等の状況を見ながら、必要があれば拡充をするということも検討してまいりたいというふうに思います。

議長（美谷添 生君） 以上で、上田謙市君の質問を終了します。

尾 村 忠 雄 君

議長（美谷添 生君） 続きまして、13番 尾村忠雄君の質問を許可します。

13番 尾村忠雄君。

13番（尾村忠雄君） 皆さん、おはようございます。

きょうも私の地元の北濃小学校の6年生の皆さんに、20名であります。来ていただいております。議会を傍聴していただき、この後、役所を回っていただき、仕組みを勉強して帰られるということでございます。大変御苦労さまでございます。

それでは、議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして大きくは2点について質問をさせていただきます。

1点目、中・高一貫教育の推進と方向性についてお伺いをいたします。

今、全国的に、公立の中・高一貫校が設立され、また設立の準備が行われております。この中・高一貫校の設立は、これまでの中学、高校に加え、新たな選択肢としてだれもが中・高一貫教育も選択できるよう整備して、教育環境の一層の多様化を推進することを目標に平成11年12月閣議決定され、平成13年1月文科省の21世紀教育新生プランにおいて、当面、高等学校の通学範囲内に少なくとも1校整備すること、さらに全国500程度の公立中・高一貫校の設立を目指すとなっております。

文科省によると、全国の中・高一貫校の設置状況は、平成17年176校、18年197校、19年257校、平成20年度以降も34校の設置が予定されているということでもあります。これはまさに国の500校をはるかに超え、全国の一つの市に公立の中・高一貫校を1校つくろうとしている姿勢

がうかがわれます。こういったことを踏まえ、岐阜県においても、松川教育長は、中・高一貫教育は中学校と高校との連携を強め、一貫した教育活動によって安心・安全で活力ある地域づくりに貢献する人材を育成し、時代が要請する教育であると述べられております。その中で、県内の状況は、平成16年4月より連携型の中・高一貫教育校として、西濃の揖斐高等学校と揖斐川中学校、北和中学校、そして東濃の八百津高等学校と八百津中学校、八百津東部中学校の2校があります。

そうしたことを踏まえ、郡上市の中・高一貫教育についてお伺いをいたします。

郡上市内の9中学校、平成19年度における進学は、生徒数509名で、高校進学数は502名、98.6%となっております。その中で、郡上高校へは274名、54.58%、郡上北高校へは132名、26.29%となっており、市内の80%以上の中学生が地元の高校へ進学をしており、県の進学率においても約97%となっております。また、その中で少子化の現象はまさに続いており、3月6日発表の各高校への入試状況は定員割れをし、将来に不安を残す現状であります。また、何年前でありましたが、郡上北高校がなくなるという話があったように記憶しております。このように、高校への進学の変化、生徒数の減少を踏まえ、また県の教育ビジョンの中、市は中・高一貫教育をどう考えているのか、方向性をお聞きいたします。

また、郡上市の中・高一貫教育を進めるとしたら、市はどんな形態がふさわしいのか。想定される高校と中学校について、どんな学校が検討されているのか。県教育委員会、市教育委員会との連携及び内容についてはどうか。また、課題と期待される効果についてもお伺いいたします。平成21年度郡上市教育委員会の教育重点事項の概要においても、郡上市の教育充実のために長期的な見通しに立って21年度から事業計画推進体制を整えるとありますが、市としてのお考えをお聞きいたします。

次に2点目、白鳥地域の重点課題について、市の対策、対応について3点お伺いをいたします。

まず初めに、白鳥駅周辺整備を中心としたエリア内の今後の方向性について市のお考えをお尋ねいたします。

白鳥町は、古くから白山信仰の宿場町としてにぎわい、今日まで福井、富山及び岐阜を結ぶ交通の要衝として発展をしてきました。合併後の郡上市においても北の生活拠点としての役割が期待されるところでありますが、商店街の空洞化、店舗の郊外移転、鉄道利用者の減少が顕著にあらわれ、中心市街地の衰退化が懸念されているところであります。そうした中、白山の恵みで発展してきた地域独自の資源を再認識し、活性化を図るべく、白鳥中央地区の都市再生計画が推進されているところであります。

白鳥地区まちづくり活動のこれまでの取り組みとしては、駅前を中心に、旧白鳥時代に取得

しましたJR、森林管理事務所の跡地活用等々をかんがみ、地域活性化のための拠点的施設整備、地域文化施設を交流・集客の核として協議をしてきました。また、現在はまちづくり交付金事業で道路整備が行われています。これは、周辺整備を先行させ、これが駅前のメイン整備の機運を高めることにつながればと思っております。そうした中、白鳥地区まちづくり活動の目標である中心市街地の活性化、にぎわい創出を成就するため、また町なかの商業振興を図る意味において、市長のお考えをお聞きいたします。

次に、石徹白地域について、市の支援対策についてお伺いをいたします。

桧峠を下ると、開けた盆地が白山山ろくに広がる高原、石徹白地域が目に入ってきます。大自然の偉大さと心が洗われる信仰の石徹白地域、私は石徹白へ行くたびに常に人間の真髓を感じております。

当地域は、標高750メートル、面積76.70平方キロメートル、豊かな自然と山紫水明の地であります。また想像もつかない豪雪地帯でもあります。また、少子高齢化が急速に進行し、過疎化も進んでおります。昭和33年、越県合併により岐阜県に編入されてからも人口減少に歯どめがかからず、合併時は256世帯1,116名であったが、現在は112戸276名となり、小学校の児童数は10名の現状であります。また、「平成の合併」により役場出張所の閉鎖、農協の大合併、郵政民営化、公共事業の削減等々が地域の職場減少に拍車をかけ、若者が地域に残れる状況を阻害していることとなっております。

こうした中、ここへ来て石徹白の皆さんは地域格差により取り残されることに危機感を抱き、いろんな施策を打ち上げています。合併前には、住民の就労の場と誘客の施設として、石徹白交流促進センターを初めとして石徹白キャンプ場等々、また石徹白の気候風土を利用した特産品の石徹白カブラ、スイートコーン、ハウレンソウ等々特産振興を図っております。最近では、平成19年より岐阜県の立ち上げたまちづくり支援事業に採択され、石徹白地域づくり協議会が発足しています。これはまさに活力ある地域づくりを進める上で大変重要なことであり、県・市においても支援をいただいております。また、二、三年前、スキー場の閉鎖危機があり、地元の会社で存続していただきました。前段でも申し上げたとおり、この地域は豪雪地帯であり、冬場の仕事の確保ということで大変感謝をしておるところであります。

こうしたことを踏まえ、石徹白地域に対する市の考えをお伺いいたします。

もう1点は、県道の整備が最重要課題と考えます。まず道が整備されることによって、いろんな事業の相乗効果が大と考えます。

石徹白には、県道前谷・石徹白線、県道白山中居神社・朝日線があります。その中で、朝日線については冬期間は通行どめになり、改良がまだまだ必要であります。行きどまりでは道の意はありません。現在の予定では橋も多くかけなければならないと聞いていますが、まず住民

の安心・安全のためにも早期に整備して、住民の不安を払拭していただきたいと思います。また、前谷線においても、途中のSカーブも、冬期間、特にスキー客の車で混雑し、渋滞で不便を感じています。以上のことを踏まえ、今後の石徹白地域の支援と道路整備についてお聞きをいたします。

次に3点目、長良川鮎パーク構想について質問をいたします。

当事業については県の事業であり、コンセプトとして、長良川の自然を背景に、釣りや川遊びの楽しさを体験する場を整備し、人と自然との触れ合い、地域住民と都市住民との交流を推進し、長良川の豊かな自然をアピールするとともに、水産振興及び地域の活性化に寄与する拠点として白鳥町長滝地内に建設することに決定をしました。

経緯については、平成2年3月に長良川河口堰に係る関係7漁協と水資源開発公団との間で河口堰補償契約の締結が行われました。そこで、長良川の水産振興から岐阜県と長良川漁協対策協議会で確認書が交わされ、その中で(仮称)鮎パーク構想が含まれました。最終的に調査研究する中、平成15年、関、美濃、郡上の中から長滝地区に決定をしました。そして、平成17年、基本構想、平成18年、事業推進会議として長滝の地元へ県の水産課が来て説明され、平成20年7月、長良川鮎パーク基本構想の策定に至りました。その後、専門委員会を開催しましたが、実施計画の内容の具体化までは至らなかったため、市の農林水産部の提案で地元代表と検討委員会を設立し、基本計画案を県の水産課へ提案した経緯であります。

以上申し上げたとおり、長良川鮎パーク構想は当初から約20年が経過し、その後いろいろな問題等を解決してきた経緯であります。また、現状においては、計画地に隣接して道の駅白鳥、白山文化博物館、さらには長瀧寺、長滝白山神社、若宮修古館と、白山文化の外ゾーンとして位置づけられております。昨年7月、東海北陸自動車道の全線開通により、道の駅白鳥への入り込み客が増大し、土・日は特に駐車場は満車の状態であります。今後、八幡・大和間の4車線化がことし開通しますと、今以上の入り込み客が期待されます。また、郡上漁協においても御賛同を得、管理面においては、道の駅運営協議会が法人化し、管理運営を予定しております。

地域と都市との交流、長良川の豊かな自然をアピールすることは、水産振興を図る意味で市にとって最重要と考えます。以上の点を御理解いただき、今後、市としての対応に期待するところであります。市の支援体制についてお聞きをいたします。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。

議長(美谷添生君) 尾村忠雄君の質問に答弁を求めます。

日置市長。

市長(日置敏明君) 尾村議員の御質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず最初の、郡上市内におきます中・高一貫教育についてどう考えるかということござい

ますけれども、私もこのことにつきましては、現在、非常に郡上市内における子供たちの数が減少傾向にある中、何らかの形で中・高一貫の教育を進めるということは大いに検討に値する方向であるというふうに思っております。今後、教育委員会を中心といたしまして、県の教育委員会、あるいは地元の高校、あるいは中学校の先生方と十分協議をしていっていただきたいというふうに考えております。

それから次に、白鳥地域の活性化対策につきまして3点ばかりお尋ねがございました。

まず最初に、いわゆる白鳥の駅の周辺を中心にいたしました町なかの整備・活性化についてのお尋ねでございます。

現在、御承知のように、まちづくり交付金事業というものを使いましていろいろな事業を進めているところでございます。また御指摘のように、この白鳥の駅周辺につきましては、合併前に白鳥町におきまして旧JRの跡地の購入ですとか、旧営林署の跡地の購入ですとか、いろいろな土地の購入もされたりいたしまして、いろいろな構想が検討をされてきたところでございます。しかしながら、情勢はなかなか厳しい状況であるということも御指摘のとおりでございます。

現在、市といたしましては、このまちづくり交付金事業を使いまして、一つは、白鳥のまちなかのやはり骨格的な道路の整備をするということが一つございます。そうした意味でいろいろな事業を進めておるところでございますし、これからいろいろと、この周辺の活性化ということでは焦点を定めているんな事業を進めていかなければならないというふうに思っておるところでございますが、特に駅前の通りですとか、あの近くに焦点を当てながら、市としてはやはりできるだけ魅力的なまちづくりを進めていくということで、今後、散策道路ですとか、町なかの水路の整備ですとか、そういったようなハード面の整備を進めていきたいというふうに思っております。

しかしながら、もう一つ大事なことは、やはり町なかのにぎわいを演出するとか、人が集まってくるような、これも白鳥のまちの人たちが楽しく集まれる場所、あるいは外からいろいろな方が来ていただける魅力あるまちづくりといったことを進めていかなければならないというふうに思っております。こうしたことにつきましては、まちの皆さんの組織といたしまして、今、都市再生整備計画推進会議というものを設立していただいております、いろいろな知恵を絞っていただいているところでございます。大分県に豊後高田市という市がございますが、昭和30年代の商店街というものを再生したような形で大変にぎわっているところがございまして、私はあいったところのまちづくりというものも現地へ行って見てまいりましたけれども、いろいろな各地域のこうした先進的なまちづくり等も学びながら、私はまず大事なことは、やはりこの白鳥の町なかの皆さんが、やはりそういったことで今真剣に検討しておっていただきますけ

れども、ソフト面のまちづくりをやはり進めていっていただくと、ハード面の整備とともに一緒に進めていっていただくということではないかというふうに思っております。

幸いにして、この地域には大変歴史の古い、しかしながら新しいことにチャレンジしておられる造り酒屋さんがあったり、それから最近では、大変著名な研究者の方が越美文化研究所というような拠点をつくられて、この白鳥のまちの近くにお住みになるというようなことも起こってきております。私は、白鳥のまちは、白鳥おどり、あるいは白鳥まつりに象徴されるように、活力はあるというふうに思っておりますので、一緒に進んでこの白鳥のまちづくりをこれから進めていきたいというふうに思っているところでございます。

それから次に、石徹白地区の地域づくりでございます。

御指摘ございましたように、昨年10月15日だと思いますが、石徹白地域がこの岐阜県へ合併ということで入ってきていただいて満50年が過ぎたということでございます。私たちはこの岐阜県へ迎えた石徹白地域というところを本当に大事にしていかなければならないという私は気持ちを持っているところでございます。しかしながら、大変、御指摘のように世帯数、人口ともに減っていて、非常に地域の存続に、あるいは発展に地域の皆様方が大きな危機感を持って取り組んでおっていただくということであろうかと思っております。その努力には頭が下がるところでございますが、先ほど御指摘いただきましたように、平成19年10月から県がまちづくり支援チームというのを派遣していただきまして、そして市の方も一緒に進んで、地元の皆さんを中心に、石徹白の地域をどう活性化していくかということについて、これも真剣に検討をしておっていただくところでございます。

そして、いろんな試みを始めておっていただきます。例えば石徹白カブラを特産品にしていこうというようなことで取り組みも進められておりますが、この取り組みは、今、「石徹白夢ビジョン」という形で、恐らくことしの5月ぐらいに一つのまとまったものが出てくるだろうというふうに思っております。ただいま申し上げました特産品づくりであるとか、あるいはイベントであるとか、あるいは石徹白地域の景観保全であるとか、いろんな各般にわたってのビジョン、将来にわたってのビジョンとそれに基づく当面の行動計画というものが出てくるだろうというふうに思っておりますので、私たち市といたしましても全面的に支援をしてみたいというふうに思っております。お聞きをいたしますと、そのビジョンの基本的な考え方は、30年後にも石徹白小学校を残そうという気概を持って地域を維持していこうというお気持ちで今取り組んでおっていただきますので、私どもも最大限の支援をしてみたいというふうに思っております。

そして、お尋ねのございました、その際に石徹白地域にとって大変大切な道路問題でございます。

県道前谷・石徹白線でございますが、ここにつきましてはもうかねがね、この石徹白にとつての生命線であるわけございまして、県の方へその整備について強く要望いたしているところでもありますけれども、一つは、やはり大変険しい峠を越えていかなければいけません。一つは防災面で、これまでもいろんな工事をしておっていただいております。お聞きをいたしますと、これまでは一定の雨量が降りますと交通規制がかかるというような状況でございますが、これをでき得る限り雨量による交通規制のかからない道路に整備をするということで御努力をいただいておりますので、近くそういった雨量規制をするということの解除についても、検討が進められているというふうに聞いておりますので、そういったことにつきましても一層進めていっていただくよう要望してまいりたいというふうに思います。

それから問題は、もう一つは、やはり冬期を中心にしての交通の確保ということでございまして、これも大変険しいヘアピンカーブがあったり、あるいは勾配の強いところがあったりして冬期の交通の危険ということが大きいわけでございますが、できる限りこうしたことも、大変県も厳しい財政状況の中でございますが、進めていっていただくようにこれも強く要請をしてまいりたいというふうに思います。

それからもう一つ、いわゆる石徹白から旧和泉村、いわゆる大野市の方へ抜けます白山中居神社・朝日線の整備でございます。私もここは、昨年、石徹白を訪れたときに福井県側の方の2車線化になっているところまで実際に通ってみました。大変厳しいまだ区間が、数キロメートルでございますが、残されております。石徹白地域の方々にとっては、ここが通年で安心して安全な通行ができるということが悲願であるということも十分承知をいたしております。当面はこの県道の前谷・石徹白線のやはり整備に重点を置きつつ、片一方、白山中居神社・朝日線の道路整備につきましても、いざというときにも非常に大事な道路でございますし、そういった意味で、岐阜県側、そしてまた福井県にも、また地域の皆さんと一緒に要望してまいりたいというふうに思っております。

それから最後に、いわゆる鮎パーク構想でございます。

御指摘をいただきましたように、これは大変もう長い期間が経過をいたしております。私も県におりましたときに、平成の五、六年ごろと記憶をいたしておりますが、当初は岐阜市内で鮎パークの構想を検討していたころからのおつき合いでございますけれども、今御指摘いただきましたように、県としてはこの長滝地区につくるということで決定を見ておるわけでございますので、大変県も厳しい財政状況の中でなかなかこれの事業化ということについては慎重な姿勢でおられますけれども、私どもとしては、やはり漁業の振興、あるいはこの地域の活性化というようなために、ぜひとも早く実現するように努力をしてまいりたいというふうに思っております。

近いうちに、この件で、最近における県の考え方等をお聞きするために県の農政部長ともお会いする予定にいたしておりますけれども、地元の皆さんの要望も大変強い事業でございます。ただ、気をつけなければいけないのは、やはり県が施設はつくってくれますけれども、管理運営等は恐らくといいますか、これまでの話し合いの中で郡上市の方で、例えば白鳥の道の駅管理運営協会等にお任せをするという形になると思いますので、十分やはりそうした形で管理を引き受けできるような内容の施設として構想してつくっていただく必要があるというふうに思いますので、そういった点を十分協議しながら、今後の一日も早い実現に向けて努力をしてみたいというふうに思っております。

議長（美谷添 生君） 青木教育長。

教育長（青木 修君） それでは私の方からは、中・高一貫教育についてお答えをいたします。

最初に、中・高一貫教育のねらいからまずお答えをしたいと思いますけれども、6年間を見通した学習指導、あるいは生徒指導を行うということによって、学力を高めることと、それから個性や能力を伸ばすと、これが一つの目標であります。それからもう一つは、中・高生の交流ですとか、あるいは合同の活動などによって、年齢を超えた集団で自主性を育てたり、幅広い人間関係を育てるということ。それから三つ目ですけれども、地元の小・中学校で学んだ生徒が地元の高校で学ぶということ。そして、地域の行事とか、あるいは地域の活動を一緒に行うというようなことで、地域に根差した教育活動ができる。こうしたことを主なねらいととらえております。

そこで、中・高一貫教育についての市の教育委員会の立場ですけれども、市の教育方針は、幼児期から成人期までを一つの視野に入れた生涯学習という視点に立っております。したがって、県の中・高一貫教育の方針とも合致するところがありますので、主体的に市の教育委員会としては県の教育委員会と協議をしながら、この中・高一貫教育について取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

次に、中・高一貫教育の形態ですけれども、大きく三つございますが、一つの学校で一体的に中・高一貫教育を行うという、いわゆる中等教育学校を設置する一貫教育、それから二つ目は、県や市町村がそれぞれに併設する高等学校と中学校を設置して併設型で行うという、いわゆる併設型の中・高一貫教育、そして三つ目が、現在既にある市町村の中学校と県立の高等学校が教育課程の編成、あるいは教員や生徒相互の交流などによって連携を深めて行うという一貫教育、これは連携型の中・高一貫教育といいますが、この三つがありますけれども、岐阜県の教育委員会は三つ目の連携型の中・高一貫教育というものをこれから推進していくという方針を明らかにしております。それで、郡上市についても県の方針に基づきながら、連携型の中・高一貫教育に取り組みたいと考えております。

具体的に現在対象として協議をしておる学校ですけれども、高等学校が郡上北高校と、それから中学校は白鳥中学校、この1校・1校の組み合わせで中・高の一貫教育ができないかということで協議を進めているところです。今後、県の教育委員会と協議を進めながら、具体的な対象校ですとか、あるいはその内容、あるいは方法等については細かい詰めを行っていきたいと。

そこで、県の教育委員会と市の教育委員会との連携及びそういったことにおける課題ですけれども、御承知のように、任命権者は双方とも県の教育委員会でありますけれども、服務監督権がそれぞれ違います。市教委は市町村の学校ですし、県教委は県立学校ということですので、そのあたりの調節が非常に難しいとは思いますが、一つには、県の教育委員会と市の教育委員会の中・高一貫教育の考え方、それから内容、進め方等について協議をして調整していかなければなりませんので、県教委との合同の協議の会ですとか、あるいは中学校、高等学校との協議の会ですとか、そういった連絡協議会のようなものを設置して相互の意見調整をしていくということが必要だというふうに考えておりますし、もう一つは、考え方や、それから連携の内容や進め方について、特に中学校の先生方と高校の先生方の意見調整ということが非常に大事になってくると思いますので、そういう共通の理解と共通の実践のための十分な準備期間が必要だというふうに思います。例えば、そうした準備期間として21年度を充てるというようなことは大事でないかというふうに思っております。

それから3点目には、日々の学校生活ですとか、授業ですとか、進路指導等について、当然、生徒や保護者の皆さん方にも不安が生じてくるということが考えられますので、そういった不安を解消するためにも、具体的な情報をできるだけ多く出していきながら理解に努めていきたいと。そしてもう一つは、教職員の時間調整、それぞれ高校も中学校も持ち時間が違いますので、そういう時間調整ですとか、それから指導の仕方等も違いますので、その指導の仕方についてもお互いに共通理解ができるような、そういう意味でもある程度の準備期間が必要だというふうに考えております。最終的にこれを実施するということになったときに、保護者ですとか、あるいは地域社会の皆さん方の格段の協力をお願いしなければならないというふうに思いますので、地域社会の皆さん方にもできるだけこうしたことについての情報というのは適時流していきたいというふうに思っております。

それから、そうした中・高一貫教育を実施するということによってどういう効果が生まれるかということですが、先ほど申し上げた三つのねらいが達成できるということが一番なわけですが、6年間継続して、ふるさと学習とか、あるいは職場体験学習など、地域に根差した学習をするということが可能になりますので、地域を支える人材を育てるという意味でも意味があるというふうに思っておりますし、それから中・高生と一緒に地域の行事や地域

の活動に参加するということによって、地域社会の一員であるという自覚を高めるということにも効果があるだろうというふうに思います。そしてもう一つは、中・高一貫教育を進めるということによって、地域の皆さん方に高等学校教育というものの理解を深めていただくということができるといふふうに思いますし、当然、中学生も高校の内容をより深く理解ができるという、そういう情報の相互の交流ができますので、ある意味ではこうしたことを通して多くの生徒が地元の高校へ進学するということが期待できるのではないかと考えております。

議長（美谷添 生君） 以上で、尾村忠雄君の質問を終了しました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。11時5分からの再開を予定いたします。

（午前10時52分）

議長（美谷添 生君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前11時04分）

田 中 和 幸 君

議長（美谷添 生君） 20番 田中和幸君の質問を許可します。

20番 田中和幸君。

20番（田中和幸君） 議長から質問の許可をいただきましたので、質問をいたします。

まず最初に、固定資産税についての質問を行います。

固定資産税とは、毎年1月1日現在に固定資産、すなわち土地・家屋、償却資産を所有している人が、それぞれの市町村においてその資産評価額をもとに算出される税額をその固定資産が所存する市町村に納める税金のことであると、国の法律ではこのようになっておりますが、今さら私が改めて言うほどのことでもありませんが、固定資産があれば、国が定める固定資産の評価基準に基づき、固定資産を評価された課税標準額に従って満額納税をしなければならないと。所得が年収1,000万あるうが、その10分の1の100万円しかなかろうが、全く関係なく納税をしなければならない。

市民の中には、先祖から受け継いだ土地と家屋があっても家を半分に切るわけにもいかず、出稼ぎで収入を得ていたのが病気がちで収入が落ちて、おまけに全国的な不況の中、公共事業も少なくなって労働者の雇用もなくなり、毎日の生活にも事欠く人たちがふえております。所得税は所得がなければ払いませんけれども、固定資産税はそうはいきません。所得がなくても払わなければならないというのが固定資産税ですが、いま一言つけ加えると、「郡上に生まれてよかった」、また「住みよい郡上をつくろう」というスローガンに逆流しているこれが一場

面ではないかと、このように思うわけですが、現在の税法では、所得によって固定資産税を減額する、そのような法律はないと思いますが、税務に携わっておられる職員の皆さんはそういう境遇にある市民をよく把握しているはずであると思います。税金を取り立てるだけでなく、払えるような境遇をつくることに努力されてはいかがでしょうかということをおもうわけですが、例えばその一端を申し上げれば、そういう人たちに似合いそうな雇用口を、例えば商工会などと横の連絡をとり、あっせんをすとか、考えればほかにも何らかの方法があると思いますが、また、これも考えなければ浮かんでできません。

ここで、土地の評価基準について、郡上市は大変広い、そういう中でピンからキリまでであると思いますが、基準と評価方法を説明していただきたいと思います。また、現在の固定資産税の滞納件数と滞納総額がどれくらいあるのかを示してください。

もう一つは、お金があっても払わない人、そういう人もあるかと思いますが、二つ目に、別荘など、地権者・家主が市街地で、しかも遠隔地のため集金が難しい人、三つ目には、空き家で、地権者・家主が行き先不明な人、これらの滞納分の件数と、どのように事務処理をしているのかをお尋ねいたします。特に三つ目の空き家などについては、固定資産税の滞納だけではなく、犯罪の隠れ家になるおそれが多分にあります。既に中津川で新聞報道されてから何年もたっておりません。このような差し迫ったものも今後どのように対処をされていくのか、しっかりした方針を打ち出してください。

次に、監査委員の方に質問をいたしますが、監査委員の方には、郡上市の予算・決算など膨大な資料を、連日、大変御苦労さまでと感謝をしております。また、数字についてはベテランの方ですからとやかく言う必要はありませんが、全国的な不況の中でやむを得ず予算を削減するのも仕方ないことで、一度議決されたものは執行されることが当然のことですが、しかし、少ない予算をいかに効率よく無駄のないように執行されているかを考えるときに、合併してから新しくできたものはとりあえず別に置いて、合併以前において建設された施設の中で、監査の目から見て、経費がかかり過ぎているものはないか、また全く不必要なものに経費がかかっていないか。私たち議員として見る目と、それから金銭的な監査をされた目で見たものとは、何らかの差があるのではないかと思います。そうしたものがありましたら、旧町村別に施設と経費の状況を示して御回答をいただくよう監査委員の方をお願いいたします。私の思いでは何か無駄なものがいっぱいあるような気がしてならないので、監査委員の方に特別に質問をお願いいたします。

次に、地籍調査でございますが、現在の地籍調査は高鷲地内の山林から行われていると聞いておりますが、間違いでしたらまた訂正をしてください。

郡上市においては、土地の異変が起きております。それは東海北陸自動車道ができたことに

よって、道路用地は国土交通省に買収され、分筆して登記がされておりますが、そのときの分筆方法は、すべて道路予定用地のみを実測してその部分だけ分筆買収され、それを分筆した残地については、登記簿面積のとおり面積があろうがなかろうが、一切それはお構いなく、そのままになっております。というのは、例えばですが、登記簿謄本にある台帳面積が例えば1,000平米の土地であったとして、その中で道路用地として実測された面積が600平米であったとしたときに、これは例えばですが、差し引かれた残りの面積は400平米として登記されております。しかし、これを実際に残地を測量してみますと、まだ最初の登記簿の面積と同じ1,000平米以上残っているという土地がたくさんあります。郡上じゅうの東海北陸自動車道の沿線には、こういう土地がいっぱいあります。昔は、固定資産税の都合で、便利のよいところと悪いところを加減するために登記簿台帳面積をふやしたり、あるいは減らしたりされた時代が、ずうっと昔の話ですが、あったと聞いておりますが、それはそれとして、東海北陸自動車道によって登記簿台帳面積と実測面積がさらに差ができたというのが現実です。東海北陸自動車道の異変と言ったらよいでしょうか。

完成されてから相当の歳月が流れておりますが、まだ修正される様子がありません。これは固定資産税にも大きな影響があり、不公平さが増してきます。私は今すぐにこれを解決せよとは言いませんが、調査をするのには莫大な費用が当然かかるでしょう。当座の措置として、まずこういうところから地籍調査をするべきではないかと。地道な仕事で、相当な年月がかかると思います。公平な固定資産税を徴収するには、やらなければならないことです。このことについて、課税をする立場からどのように考えておられるか、また今後の課税方針としてどのように見ているのかをお尋ねいたします。

もう一つは、地籍調査の今までの経過と今後の方針について、どういう考えを持っておられるかを当局にお尋ねいたします。

以上で私の質問を終わりますが、実現性のある御回答をよろしく願いいたします。

議長（美谷添 生君） 齋藤代表監査委員。

郡上市代表監査委員（齋藤仁司君） それではお答えをいたします。

お答えをする前に、監査委員としての考え方、あるいはまた監査委員としての仕事の内容の一部についてちょっと前提条件として御説明したいと思っております。監査委員は御存じのように執行者側ではございませんので、求められました旧町村別の施設とその経費、あるいは郡上市全体としての事務事業の執行及び予算・決議、あるいは法令に基づいて行われることを検証する立場でございますので、郡上市全体としての観点から監査しております。したがって、旧市町村別という比較での着眼では監査は実施しておりませんので、御了解をいただきたいと思っております。

さて、郡上市の公の施設の中でランニングコストが非常に大きいのではないかと指摘の件でございますけれども、本定例会におきまして御報告申し上げておりますように、定期監査の報告に対する御質問ということで回答をさせていただきたいと思っております。

私、監査委員としましては、御存じのように例月監査と決算審査、そして定期監査と、大きく分けると三つございますけれども、ここにおきましては定期監査についてちょっと御説明をしたいと思います。定期監査につきましては、10月から11月にかけて、各部署ごとの該当年度の予算に対する進捗状況等の監査を実施しております。特に今年度は課題施設等に関する調査を求めまして、その中から現場監査を時々しておりますけれども、通例では現地の現場監査は新しくつくられた施設について監査しておりますけれども、今回におきましては老朽化した施設、あるいは維持管理費が膨大となっている施設などの既設の施設を確認してまいりました。十何ヵ所見てまいりましたが、その結果として、本定例会にも御報告申し上げた定期監査の御報告に基づいて報告を申し上げているところでございます。

さて、この質問でございますけれども、報告の中にも掲げておりますように、ここで施設名称は控えさせていただきますけれども、年間の利用者の施設使用収入に比べて施設の維持管理費が非常に高くなっている施設がございます。例えば維持管理費がほとんどは人件費でございます。そのほか多いのでは物件費がございますけれども、物件費ですと電気代が大半でございますけれども、例えば1日1,000円収入を得るために1万円の経費を使っているというケースもございます。原価計算すればわかるわけですが、ただ、公の施設ですから、赤字であるから、あるいは原価計算したら非常にマイナスであるからやめるというわけにはいきませんので、その辺のところ非常に難しいところですが、したがって、すべての市民に平等という観点から申し上げますと、わずかでも市民が利用している以上は、閉鎖したり、あるいは取り壊したりすることは市民へのサービスの低下につながりますので、その辺のところはなかなか難しいところではなかろうかなと思っております。

ただ、現場を見てまいりまして、利用者側が極端に少なくなる季節、これは郡上は観光地ですから特に12月から2月までは非常に少ないんですね。その間については見直しが必要があるんじゃないかなと。例えば12月から2月を見てみますと、ある施設は12月から2月で何と12人しか入っていないところがあります。ですから営業時間は、土・日、2日休んだとしましても25日ぐらいありますね。その間3ヵ月でわずか12名ということですから、そういう意味におきまして、冬季の見直しをしたり、あるいは利用しやすい企画ですね、いかにお客をふやすかという企画が必要ではなかろうかということでございますけれども、そういうことにおきましては、いわゆるその場教育じゃございませんけれども、その場で指摘をしてまいりました。

しかし、執行部では公の施設の見直しについては御存じのように進められておりますので、

今後いかにこういうものが効率よく、あるいは、なかなか採算は合わんにいたしましても、できるだけ赤字を少なくするという意味におきましては、そういうことが必要ではなかろうかと思えます。したがって、監査といたしましては、そうした指摘事項によりまして今後適切な処理がなされることを確認してまいりましたので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

議長（美谷添 生君） 山田総務部長。

総務部長（山田訓男君） 私からは、固定資産税につきましてお答えをさせていただきたいと思えます。

まず最初の、土地の評価基準と評価方法及び現在の固定資産税の滞納件数並びに滞納額についてどうかという御質問をいただきました。

土地の評価基準と評価方法でございますが、議員申されましたように、地方税法によりましてその定めがなされてございます。土地につきましては地目別に行い、登記簿上の地目にかわりなく、現況の地目によるということ定まっておりますし、地籍につきましても、原則として登記簿に登記されている地積によるということになってございます。また、宅地の評価でございますけれども、売買実例価格の方式を原則としながらも、地価公示価格や鑑定評価の価格につきましても参考に活用するということで来てございます。

そういった現況下の中で作業を進めさせていただくということでございますけれども、その方法としましては、八幡市街地の地域の都市計画区域内がございまして、こちらにありましては市街地宅地評価法、いわゆる路線価格方式ということでございまして、道路の状況等をその位置づけにし、評価し、求めたものをその方式としてございまして、八幡の市街地を除くその他の地域でございまして、こちらにつきましてはその他の宅地評価法、いわゆる標準宅地方式という言い方がなされてございまして、その方法によりまして、同じような地域といえますか、字であったり、そういったグループで単位をつけて評価額を定めるといったような取り組みがなされてございます。

そういう取り組みの中で、課税に当たっての調整並びに見直しに関する事項になるわけでございますけれども、特にこの地価公示価格や鑑定評価を用いての取り組みにつきましては、平成6年度の評価基準の定めといえますか、それ以降来ておるわけでございますけれども、均衡を図るため全国一律的な方法ということで導入されてきております。しかしながら、評価額と現状の課税標準額との間にはかなりの開きがあると。郡上市におきましても、10倍程度の開きのある、そういった価格になるところもあるというような状況下もございまして、そのまま使うことが適切でないというようなことから、当分の間ではございまして、この上昇につきましては負担調整措置をとるといった形で現在進めさせていただいております。

参考までに、市の評価額と課税標準額との開きの状況でございますけれども、50%から60%の開きがあるという状況でございます。これを今後といいますか、現在もそうですけれども、住宅用地につきましては評価額の7割の80%のところまで、それから非住宅用地につきましては同じく60%のところまで年々改定といいますか、見直しをさせていただくような予定で今進めております。

加えて、3年に1度の評価替えということで、ことしがその評価替えとなった21年度ということでございますけれども、土地の価格を見直すということで、このところ地価の下落ということが出てきておるわけなんですけれども、鑑定評価をしましてその辺の適正化を図ってきてございます。そして、地価の下がったところでは当然ながら下がった額で課税させていただくということでございます。しかしながら、前段で申し上げましたように、課税標準額と評価額の差のあるそういった場所におきましては、その額を据え置くというような形で取り扱いをさせていただいてございます。

そして、滞納件数と滞納の額の状況ということで、これはこの2月末の状況でございますが、滞納件数は2,402件、その額でございますけれども、2億456万6,000円という額になってございます。

それから二つ目の御質問でございますが、お金があっても払わない人、あるいは別荘などの地権者・家主が市街地、遠隔地のため集金が難しい人、それから空き家での地権者、行方不明の方等のそういった状況はどうだというお尋ねでございますけれども、最初のお金があっても払わない人ということにつきましては、その辺の把握についてはしかねるといいますか、該当がないというようなことで、現在そういう方にあっては納付していただくということでやってございますので、やはりどうしても困難な方が残っておるというふうに理解をしてございます。

そして、別荘と地権者の関係でございますが、最初にこの滞納の中で市外での滞納の件数ですが1,076件、滞納額にしまして6,463万6,000円という額になってございます。市外を除く県外でございますが、今の最初に言いましたのは本当の市外でして、県外ですが812件、額にしまして5,923万円という額になってございます。このうち別荘の関係の方でございますが、市外ということになるわけでございますけれども455人、額にしまして1,119万円の額になってございます。これは1人当たりにしますと2万4,600円、約ではございますが、そういう額でございます。

それから、空き家等の関係での行方不明の方の状況ですが、39件ございまして、額にしまして378万6,000円という額でございます。

それから、滞納処分等の取り組みについてでございますけれども、何度か再三納付をとということでお願いをしましても、どうしても納めていただけないという方への取り組みでござい

すが、一度に納めていただくことが難しいという方にありましては相談協議しまして分納、何回かに分けて払っていただくということでの分納であったり、企業にありましては納付誓約ということをお願いをさせていただきます。また、資産の状況、収入のそういった状況、生活実態を調査させていただいた上で、特に悪質といいますが、そういった内容のことにありましては差し押さえであったりとか、またその後、公売ということで手続を進めさせていただくことになってございます。それから、調査の結果、資産の状況、収入、生活状況、そういったものが極めて大変といいますが、納付していただくことが困難、回収困難というような事例が発生しました場合は、最終、納付処分の執行停止というようなこともさせていただくようにしてございます。

なお、ここで19年度のこういった取り扱い状況でございますが、分納、あるいは誓約書を取り交わしたのが201件ございます。それから差し押さえさせていただいたのが33件、執行停止まで至りましたのが120件ということでございます。

それから3点目の御質問でございます、犯罪の温床となる空き家への対応ということでございますが、こちらの方は、議員おっしゃいましたように、中津川の事件を受けまして、県下で毎年そういった物件の実態調査がなされてございます。市内では、20年6月現在でございますが、7物件そういったものがございまして、そのことにつきましては、県・市はもとよりですが、警察署とも情報を共有しながら、ここにこういうものがあるということで確認をしております。

それへの対応でございますけれども、まずは所有者の方に善処していただくということが大前提でございますので、管理を徹底していただくように文書でもってそういう申し入れをさせていただいておりますし、どうしてもその辺の改善が見られないといったものにつきましては、市と警察署と合同で、制約はございますけれども、可能な範囲、出入り口を封鎖する、そういうところへ容易に入れられないというような措置をとらせていただいております。

そして、地籍調査に関係しまして固定資産のことに御尋ねをいただいておりますが、先ほど冒頭のところで申し上げましたように、この地積の認定につきましては、土地の登記簿に記載されておる、登記されておる地積をもってするという定めになってございます。このため、やはりいかに正確な地積を求めるかといいますが、定めるかということが重要な課題となってくるわけでございますが、地籍調査も、やはり膨大なそういう土地の中で、費用も時間も要するという状況下でございます。私ども税務部局としましては、いずれにしましても、そうした調査によって登記上の地積が正しくそういうことで求められて課税に反映するということを願うわけですが、やはり公平というところの観点から、市内でのそういった作業が一日も早く進んでいくことを期待するというようなところで認識を持たせていただいております。以上

でございます。

議長（美谷添 生君） 松井市長公室長。

市長公室長（松井 隆君） 地籍調査の今までの経過と今後の方針ということにつきましてお答えをさせていただきます。

まず今までの経過でございますが、地籍調査につきましては、合併前でございますが、白鳥町、明宝村、それから高鷲村で実施をしておりました。合併後は、高鷲地域のみで現在行っております。それで、合併前の白鳥地域での実績でございますが、平成9年から平成15年までかけまして0.9平方キロメートル、ヘクタールで申し上げますと90ヘクタールでございますが、調査を完了いたしております。この白鳥では為真地区でございます、東海北陸自動車道の整備のために必要があったということで行っております。それから明宝地域でございますけれども、昭和60年から平成6年にかけて調査を行っております。面積は18.66平方キロメートルでございます、ヘクタールで申し上げますと1,866ヘクタールになるかと思いますが、この明宝では奥住地区でございます、目的は明宝牧場の開発のために実施しております。それから高鷲地域におきましては、平成元年から始めまして現在実施中でございます、計画面積といたしましては17.16平方キロメートルでございます。調査の完了したものがそのうち6.53平方キロメートルでございます。現在行っておりますこの地域におきましては、現場と登記所の地図が全く合わない、いわゆる公図混乱地域でございます、国や県の公共事業の実施に特に支障を来している地域でございます。

ただ、高鷲地域におきまして、既に調査を実施した地域のうち約3.9平方キロメートルが、すべての地権者の同意を得るまでに至っておらないということで、いわゆる認証地縁地区となっております。このように、事業着手からある一定の期間を過ぎますと認証地縁地区となりまして、補助対象とならないということで、経費はすべて市の単独事業となっていくわけでございます。この理由といたしましては、もちろん事業着手時点におきましては地権者の同意を得ているわけでございますけれども、特に別荘地に関しまして、所有者の方が遠方におられるというようなこと、また所有権の移転件数が非常に多いというようなことから、境界の確定に時間を要しているというようなことが主な理由でございます。高鷲地域におきましては、認証地縁地区の解消を優先にして事業を行ってまいりましたけれども、最近、認証地縁地区の解消に一定のめどがついてまいりましたので、今後は新規の事業区域につきましても着手をしていきたいと考えております。

お尋ねの新規に事業着手する場合がございますけれども、個人の財産にかかわることございまして、事業が地縁をすることなく円満に完了させるためには、まずはその関係をする地権者の全員の皆様の同意を確実に得ることが大前提でございます。その上で、市の財政も考慮を

しながら、調査区を選定して実施していくということになると思っております。

さらに、平成22年度以降の現在の見通しでございますけれども、これは国道調査長期計画策定資料として提出をした分でございますが、高鷲の大鷲地区で市道やまびこ線でございますが、これは県道ひるがの高原線でございますけれども、全線を県へ維持管理移管をする条件として公図を整備することが条件づけられているために行うものでございます。それから同じ理由で切立地区でございますけれども、平成22年度の着手では3工区を予定させていただいておるところでございますが、よろしく願いをいたします。

(20番議員挙手)

議長(美谷添 生君) 20番 田中和幸君。

20番(田中和幸君) 大変、数字を上げて細かく説明をしていただきまして、ありがとうございました。私の述べましたことが少しでも市政に反映されますことをお願いしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

議長(美谷添 生君) 以上で、田中和幸君の質問を終了します。

昼食のため暫時休憩をいたします。午後は1時からの再開を予定いたします。

(午前11時43分)

議長(美谷添 生君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

山 田 忠 平 君

議長(美谷添 生君) 7番 山田忠平君の質問を許可します。

7番 山田忠平君。

7番(山田忠平君) ありがとうございます。議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

まず質問に入る前に、土曜日に新聞報道のありました、濃飛横断自動車道路の和良・金山線道路を国の新規補助事業に採択をするということであります。当議会の道路促進特別委員会設置の委員長として関係機関の皆様にお礼と感謝を申し上げますところではありますが、今後、より一層の促進を求めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。当道路は、ちょっと簡単に話しますが、郡上八幡から下呂を經由して中津川を結ぶ約80キロの地域の高規格道路で、現在は金山・下呂4.5キロの整備が進んでいるところでありますが、県が建設を進めています。国土交通省中部地方整備局は13日、和良・金山道路の整備を新規の補助事業に採択したと発表がされたところあります。ありがとうございます。

そうしましたら一般質問に入ります。

今回は3点ありますが、まず1点、行政改革についてであります。

職員の意識改革、専門知識・能力充実の取り組みを伺うところでありますが、先月、市の行政改革推進審議会は、新年度から向こう5年間の市の行政改革大綱案を市長が提出されまして、市議会としては適当と答申をされたとの報道がありました。今回の市長の施政方針にもありますように、基本理念は、市民が主役の持続可能なまち郡上を目指して、そして基本方針、質の高い行政サービス、市民協働による連携、身の丈に合った行政運営の3点であります。重点として、行政サービスの向上、窓口改革、市民参画の推進等、項目ごとに職員の意識の改革、広聴機会の充実、組織・機構改革の推進など主な取り組みを上げ、本年度内に大綱に沿った実施計画をつくとされており、計画は現行の集中改革プランを引き継ぐとされているところであります。

その中で、改革の一つ、組織・機構改革については、昨年の12月定例議会におきまして条例改正されました。この4月からいよいよ本庁支所方式に移行され、進められるところであります。また、新公民館体制の確立と充実、こういったことを含めながら、この21年度を市長は「市民協働元年」と位置づけるとされており。このようなときこそ、いかに職員の意識が、あるいは考えが最も重要であると考えます。少数精鋭主義が求められるときであると思います。

今議会におきましても、新たな職員の公務に関する能力向上に資する環境整備の条例が提案されており、多様化、高度化、あるいは複雑化する社会情勢の中、視野を広く柔軟な発想転換、適切な対応をできる職員の知識・能力が求められるところであり、職員の研修・教育の意識改革にどう取り組まれるのか、市長の考えを伺っておきたいと思えます。

続きまして2点目であります。

教育改革、小・中、それから中・高の一貫教育について質問を出しておりますが、午前中の13番議員の質問にほとんど答えられておりますので、中・高一貫教育については2点ほどお伺いしたいと思えますが、まず、今日の教育についていろいろと議論がされる中、20世紀の高度成長時代、物質文明社会のあり方に大きく教育がかかわってきておる今の問題だと思えるところであります。「心の時代」と言われるこれからの精神文明時代に、いかにこれからの将来を担う子供たちの教育がなされるか、我々大人の責任であると思えます。

そういった中、恵まれたこの今の日本の環境の中でも、全国的にといいますか、約20万人とも言われる不登校の児童があり、現代社会のかえって犠牲者かもわかりません。郡上市内の資料を教育委員会の方からいただきました。それによりますと、21年1月現在、これは4月から欠席日数が30日以上という児童・生徒数でありますけれども、小学校では13名、中学校では34名、それから高校は2校でありますけれども、これが11名ということで、それぞれの問題はあ

ろうと思いますが、不登校の数字が出ております。そういった中、やはり今は、学力はもちろん大事でありますけれども、人間性としての道徳・人格形成、そのようなことが特に教育の中の重要な課題でないかと思っております。社会教育の中で「郡上学」、市長が言われました。あるいは郡上の教育方針の「凌霜の心」、そういった取り組みも大切でなかろうかと思っております。

そういった中で、小・中の一貫教育についての実績は、過日、教育報道の中に横浜市の実態が放映されておりましたが、たまたま実施したところ、以来、中学生の不登校はゼロであるという実績があるということが報道されておりました。そのような中、やはり学校間の情報の交換、あるいは先生との交流、反面、やっぱり先生の負担、あるいは組織の問題等々があろうと思います。午前中の教育長の答弁にもありました。そんな中で、中・高の一貫教育について郡上北高校と白鳥中学のことを考えているという答弁がありましたが、具体的にどのような進めをされるのか。それから、郡上高校についてはどのような現在のお考えなのかをお聞きしたいと思います。それから、小・中の一貫教育についての考えも伺っておきたいと思っております。

続いて3点目であります。

福祉施策については、日置市長も理解ある取り組みを、私も評価をいたしておりますが、特に今回、障害者福祉について、入所施設（ケアホーム）の運営と行政連携についての質問をいたします。

平成18年、障害者自立支援法の施行により、地域での自立と共生、どんな重い障害のある人たちも安心して地域で普通に暮らすことができる、そういった地域社会が求められ、当たり前のこととして受け入れられることの大切さが求められるところであります。これまで保護者の皆さん、御家族の皆さんの御苦勞に、またその御心痛に思い余るものがあるところであります。それぞれの社会福祉法人、あるいはボランティアの会など、皆さん方のいろんな活動により福祉全般の事業に取り組んでいただいている現状に感謝を申し上げます。

本年度、特に、安心して暮らせる、あるいはそういったことの入所施設が欲しいという関係者の皆さんの痛切な思い、声にこたえ、市長の施政方針にもありました、また今までの条例にも加えておりますが、3施設、白鳥地域においてはぶなの木のホームにも、それから八幡地区についてはぼこハウス、それからりあらいず和のスマイルドーナツの3入所施設が立派に完成したところであります。御家族、あるいは御本人さん等も含めて、待ち望まれた方々に安心して入所いただけるものと信じています。また、こういったことの施設ができる地域、自治体の皆様方の温かい御支援と御協力、御理解にも感謝を申し上げます。今後こういった施設がやはり順調に軌道に乗り、しっかりと運営されることを特に願うものであります。

こういった施設については、国、県、市のかかわりもあり、また支援法、福祉法、いろんな

この見直し、情勢の変化があります。そういったことは特に行政がいち早く情報をキャッチしながら、今後の運営が軌道に乗るように、行政側の指導という言葉はどうかと思いますが、情報の提供、あるいは共有、そういったことも含めながら取り組んでいく必要があるかと思っておりますので、お考えを伺っておきたいと思っております。

まだまだこのような入所施設は不足がちであります。市長も、そのようなことには前向きに取り組むという施政方針でもあります。福祉事業全般については、社会福祉協議会、あるいは民間の法人の方、ボランティアの皆さん、市民全体の皆さんのかかわりが最も大切であり、共有することです。そのことが地域社会としてしっかり受け入れていけるような考えを持ちながら、行政のかかわりについて伺っておきたいと思っております。

以上3点について質問をいたします。第1回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（美谷添 生君） 山田忠平君の質問に答弁を求めます。

日置市長。

市長（日置敏明君） 山田議員の御質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず第1点でございますが、行政改革に絡んで、これからの郡上市の職員の意識改革、あるいは職員の専門知識・能力の充実等の取り組みをどうしていくか、こういう御質問でございます。

現在、大変厳しい経済情勢の中であって、それぞれ皆さんが大変苦しい取り組みをしておられるときでございます。こういうときであればこそ、私たち公務員もしっかりそういった情勢をわきまえて仕事に取り組む必要があるというふうに思います。市民の皆様から「本当によくやってくれるなあ」というような思いを持っていただくように、市の職員が姿勢をきちんと保ちながら仕事を進めていく必要があるというふうに思っているわけでございます。

そういう中で、一つは、職員の意識改革というお話をされました。私もこれは、意識改革というか、私たち公務を担う職員が、そもそも自分がそういった職員になったということの初心に振り返りながら、そしてまた時代の流れの中で、きちんとした意識の改革をしていく必要があるというふうに思っておるところでございます。

私自身の思いとして職員にも申し上げたいと思っておることは四つばかりございまして、一つは、やはり初心に戻って、私たち公務員はとうとう市民や国民の皆さんの税金をいただきながら公務を担っているという、この公僕という形の仕事についているということの意識をしっかり持つことではないかというふうに思っております。

私が、自身が今を去ること40年ぐらい前に役人になったときに、先輩から、公務員の持つべき、心得るべきいわばこととして一つの言葉を紹介されたことを覚えております。それは今で

も、そこへお行きになった方もいらっしゃるかもしれませんが、今は福島県の二本松城というお城のいわば昔で言う藩士の通用門のところに「戒石銘」という、横8メートル・縦が最高で5メートルぐらいの自然石に、江戸時代の寛延2年という1749年ごろ、二本松藩主の丹羽高寛公という方が藩士に公務員たる者の心得として示された「戒石銘」というものがあそこに刻んであります。その銘文は、私、実は自分の家の勉強机の前にそのミニチュアの拓本を張っているんですが、こういうものでございます。これは「爾俸爾禄 民膏民脂 下民易虐 上天難欺」という言葉でございます。藩士は毎日これを見て登城して公務に励んだということで、ここに書いてある意味は、あなたたちのサラリーというか、もらっている俸禄は民の汗と油の結晶であると。住民を欺いたりおろそかにすることはできるかもしれないけれども、天を欺くことはできないぞという、出典は中国の方にあるものだそうでございますが、こういう「戒石銘」というのがございます。私は、やっぱり公務員の原点としては、こういう意識をきちんと持って仕事に取り組むべきであるということの一つは思っております。

それから2番目には、やはり公務を担う者として、専門職として、やっぱり先ほどおっしゃった専門的な知識とか能力とかいうプロフェッショナルとしての誇りや使命感というものをきちんと持つことが必要であるという、能力というものを持つ必要があるというふうに思っています。

それから、何よりもやっぱり郡上市の職員として郡上市に対する限りない愛郷心、市を愛する心というものが必要であるというふうに思っております。さらに言えば、時代の流れの中で、経営感覚というものを持ったり、あるいは市民協働の考え方を持ったりとか、男女共同参画といったことをやはり理解し、実践していくというような、そういったことが必要であるというふうに思っております。こういった意識改革というのは、もちろんいろいろその組織の頂点に立つ者が責任を持つべきものでありますけれども、ただ口で言っただけではということであるかと思えます。私も初心に戻って率先垂範しながら、こうした公務を担う者としての意識を担いながら、また職員の間にも今言ったような観点で、やはり心持ちをもって仕事に取り組むことを、一緒になって取り組んでいきたいというふうに思っております。

そういうことで、いろんな研修を進めていきたいというふうに思っておりますけれども、特に能力、あるいは専門知識を養うというような意味では、これまでも進めておりましたが、新年度におきましても、岐阜県との関係で人事交流というようなことで2名ほど、農林業分野と、それからもう一つは地域振興分野で、これは今回新たに県の方からも要請があったんですが、今それぞれ郡上でも県でも取り組んでおります移住交流推進といったような分野を担う仕事の部門に1人職員を出さないかということでございましたので、こういうものに出してそれぞれ勉強してきてもらいたいというふうに思っております。それから、ことしの一つの取り組みと

して、東京にございます自治大学校の方へ係長・主査級の約3ヵ月のコースでの中堅幹部の養成コース、あるいは管理職幹部養成のための通称「1ヵ月コース」と言われているものがございますが、こういったものにも職員を複数出していきたいというふうに思っております。

それから、先ほどもお話がございました、今回条例の制定をお願いいたしました修学部分休業制度とか自己啓発等の休業制度等、こういったものも職員は利用しようと思えばできますので、こういったことで自己啓発なり、自分で能力・資質の向上というものに努めてもらうという、やる気のある職員に対してはそういった支援をしてまいりたいというふうに思っております。また、現在、やはり市の職員が切磋琢磨して勉強しながらいろいろ仕事に取り組んでいく必要があるということで、若手の職員に対して郡上市の地域課題白書をつくってくれというような宿題を出して今作業してもらっていますが、こういった形でもまた能力のアップにつなげていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、人員の削減ということをやらなければならないという大きな課題もございます。そういう中で、何といたっても職員が財産でございますので、御指摘がございましたように、意識改革や資質・能力の向上というものに一生懸命努めていきながら、市民の皆さんの負託にこたえていきたいというふうに思っております。

それから3番目の障害者福祉の問題につきましては、私も本当に民間の方々が一生涯懸命この問題に取り組んでいただいていることに敬意を表しております、市としてでき得る支援を今後も懸命に続けていきたいというふうに考えております。せっかくできた施設につきましても、円滑な運営ができるように私たち行政もできることを懸命にさせていただきたいというふうに思いますが、この問題についての詳細は部長の方から答弁をいただきます。以上でございます。

議長（美谷添 生君） 青木教育長。

教育長（青木 修君） それでは私の方からは、小・中一貫教育と中・高一貫教育について、尾村議員さんにお答えしたと重なるところがありますけれども、お答えをさせていただきたいと思っております。

最初に、小・中一貫教育と中・高一貫教育の目的で共通するところですが、先ほども申し上げましたけれども、一貫した指導によって学力の向上を図ったり、個性や能力の伸長を図るということと、それから年齢の異なる集団活動によって幅広い人間関係を築く力を育てること、そして地域に根差した特色ある教育活動を進めるということ、こうしたねらいは、小・中、あるいは中・高一貫教育の共通した目的としてとらえておりますが、特に小・中一貫の場合は、いわゆる「中1ギャップ」の解消というふうに言われるように、小・中学校が連続した児童・生徒の理解と、それから指導の方針や指導の仕方の理解、あるいは共通ということによって、児童・生徒のいろんな悩みですとか、そういう不安の解消を図っていけるということが

目的の一つではないかというふうに思います。

それから小・中一貫教育の形態ですけれども、中・高一貫教育については先ほど申し上げましたが、若干それに似通っていますけれども、一つとしては、小・中一貫の学校を設置して6・3制とは異なる学年のまとまり、例えば東京都品川区などで言いますと4・3・2制をとっていますが、こういうように学年の区切りを変えての小・中学校としての一貫教育をするという連携がありますし、それからもう一つは、小・中一貫した教育課程を編成して9年間を見通した、例えば数学ですとか英語については一貫指導ができるということ。これは、例えば多治見市の英語なんかは小・中が一貫した教育課程によって指導しているという既に実践が進んでおります。それからもう一つは、中学校区内の小・中学校、あるいは隣接した、特に既にある小・中学校が隣り合った同士で教師同士がお互いに連携をするとか、あるいは小学校段階から教科担任制を取り入れるとかといった、そういう連携型の小・中一貫教育という形態もありますが、これは東京都の品川区ですと、ほぼすべての教科で実施をしております。

先ほど、高等学校の場合、郡上市としては連携型の中・高一貫教育を推進できるように県の教育委員会と協議を進めているというふうにお答えをいたしましたけれども、小・中学校の場合は、例えば特例ですとか、あるいは研究開発校といったような、そういう指定を受けてやるという場合がありますが、そういう特例ですとか研究開発校の指定を受けないやり方で、小・中学校が連携して教育を推進するという、緩やかな意味での一貫した教育ができるように進めていきたいというふうに考えております。

郡上市の場合の、先ほど尾村議員さんの中で少し、詳しく触れておりませんが、具体的な中・高の連携ですね、ちょっと小・中へ行ったり中・高へ行ったりするんでわかりにくいかもしれませんが、中・高一貫教育の具体的な考えとして今例として申し上げることができることは、中・高の先生方の授業の交流ですとか、あるいは合同の研究会や研修会、そういうことを通して、教育計画とか指導計画を6年間を見通したものを作成して、指導内容や指導方法がある程度見通して共通したものとして行っていくというやり方がありますし、それから二つ目としては、中・高の連携で合同の体験学習とか、あるいは一貫した進路指導、それから協働で行える地域のボランティア活動、そういうように地域の学校としての特色ある教育活動を進めるということ。それから3点目として、体育祭ですとか文化祭、そういったものの相互の参加とか協力、あるいは合同の部活動ですとか、中・高の先生方が部活動を共同で指導するとか、そういったことで個性とか能力を伸ばすというような、そういう連携のあり方が考えられるというふうに思います。

そこで、小・中学校の今度は一貫した教育としてどんなことが考えられるかということですが、これは特に中1ギャップ等のことを考えますと、指導の方針とか、あるいは指導の

姿勢ですとか、そういったものを共通理解をしたり、協調して指導をするというようなことで不安の解消を図るということが一つと、それから9年間を見通した各教科、道徳、あるいは特別活動などの指導計画ですとか、学習習慣、あるいは基本的な、あるいは基礎的な学力の問題、それから人間関係を築く力などについて、見通しのある計画を立てて着実に指導していくということ。それから3点目には、6・3の9年間を見通したふるさと学習とか体験学習、そういったものも計画的に行っていくというようなことが考えられます。

既に現在、郡上市内の小・中学校でもこれから申し上げるような形での連携というのは進めております。一つは、定期の人事異動とかで小・中学校での人事交流ですとか、あるいは中学校校区ごとで校長会とか教頭会などを開きながら指導の方針とか指導の方法を共通理解することはもう既にやっておりますし、それから地域ぐるみの道徳教育ですとか、あるいは生徒指導の交流会などを通じた心の教育も既に進めておりますし、特にこれは中1ギャップの解消に少しでもつながればというふうに思っておるんですが、中学校の1年生が入学説明会なんかで6年生に対して学校の様子を説明するとか、あるいは合唱祭とか運動会もしくは体育祭に双方が参加をしたり交流をしたりするということもありますし、そして小・中学校の担任がお互いに懇談会を開催しながら児童・生徒の情報を交流しながらという、こういったことも現在既に行っております。

今後としては、できるだけ小・中が共通して実践を行うことができるような、そういったことを、これは例えば学習習慣ですとか、あるいは食育ですとか、家事の手伝いの問題ですとか、中学校区ごとで、できるだけ共通で実践ができることについては小・中あわせて実践をしようとか、それから英語活動とか性教育といったようなことについて、または体験活動についてはもう既に小・中を通じた指導計画ができておりますので、そうした指導計画によって実践をしていただくとか、そのほかには中学校区ごとでの合唱祭ですとか、あるいは体育祭、そういった行事に小・中学生が一緒に参加できるような、そうした取り組みも進めてもらう、そういうようなさまざまなこともこれから実践をしていきたいというふうに考えております。

その中で、特に今後のこととして大事だと思っておりますのは、新しく学習指導要領が実施されますので、9年間を見通した教科の指導計画については、今後、何らかの組織を生かしてきちんとした形で作成をしていく必要があるというふうに思っております。以上でございます。

議長（美谷添 生君） 布田健康福祉部長。

健康福祉部長（布田孝文君） それでは、山田議員さんの方から障害者の方の入所施設の関係、運営でありますとか行政との連携ということでございましたので、説明をさせていただきます。

山田議員さんがまさにおっしゃいましたように、障害のある人が普通に暮らせる地域づくり、まさにノーマライゼーションの基本理念であろうかというふうに考えております。特に平成

18年度、障害者自立支援法ができたことによって大きく変わった部分もございますけれども、特に入所施設につきましては、社会福祉法人でありますとか、実績の積んだNPO法人に対しましては国・県補助がありますけれども、郡上市についてはNPO法人でも、今、特にポコ・ア・ポコさんにつきましては実績がないところでありましたけれども、市の方で昨年の6月、郡上市障がい福祉施設整備費補助金要綱を定めまして、同じような形で施設建設の方の支援をさせていただきました。県下で恐らく郡上だけではないかというふうに聞いておりますけれども、そのような形の支援もさせていただきました。その場合に、施設を運営していくときに、建設費だけじゃなくて、運営資金というものはやっぱり大事なものであります。それで、介護給付の関係になってきますものですから、いわゆる報酬が入ってくるのが2ヵ月くらいおくれるものですから、例えば補助をする場合でも、運営計画がちゃんとあるのかというようなことを条件的な形で我々の方で見させていただきまして、だれでもいいということではなくて、しっかりしたNPO法人であるというようなことを私どもも説明を聞きまして今回の支援に至ったということがございます。

それから行政との連携と申しますか、情報の共有ということで、それぞれの施設がそれぞれの障害を持って見える方に対してばらばらな対応というのは、なかなかこれは困難なことでありまして、今年度でありますけれども、郡上市の地域自立支援協議会というものの準備会をさせていただきました。来年度、郡上市地域自立支援協議会というのを設立したいというふうに考えております。この協議会は何をするかということでございますが、今年度支援をさせていただきました社会福祉法人の方、それからNPO法人の方々にもこの会には入っていただき、行政機関、県の行政機関も含めてでありますけれども、施設関係者、サービス事業者、医療法人も含めまして約35団体ぐらいでこの協議会を設立させていただきまして、お互いに何かあったときにすぐに連携をとれるような体制をとっていくということを考えておりますので、よろしくをお願いをしたいというふうに思います。

それからもう1点であります、いわゆる運営に関してですが、利用者の方の負担の軽減ということもあります。それで、考え方といたしましては、親の亡き後、ケアホーム等で暮らしていただくことありますので、例えばですが、障害年金が2級の方ですと現在年金額が約6万6,200円ほど、それから1級の方ですと月額8万2,000円ほど年金をいただいております。それで、例えば施設の利用料でありますとか、いわゆる家賃でありますね、それがこの金額を超してしまいますとケアホームで暮らしていくことができないという形になりますものですから、おおむね例えば家賃は家賃で5万円から6万円程度の中、それから施設の利用負担は1割負担ということがございますけれども、これも軽減措置をとって、いただく年金以外にひよっとして収入はあるかもしれませんけれども、基本的には年金の中でそこで生活ができるような

形となっておりますので、その辺もよろしくお願ひしたいというふうに思います。

(7 番議員挙手)

議長(美谷添 生君) 7番 山田忠平君。

7番(山田忠平君) 答弁いただきました。

職員の意識改革については、初心に返るということで、市長がまた公僕のある方、「戒石銘」というようなことで大変感銘をいたしました。やはりそういった考えが職員全員に伝わって、やっぱりよりよい住民サービス、あるいは行政運営ができますように強く望んでおきます。さきの監査報告の中に、たしか昇任試験がなかなか意欲を持って受けないというようなことが、たしか書いてあったと思います。間違ったらごめんなさいね。やはりそういったことも意識の改革ですし、やはりやる気とか意欲、そういったことがやはり行政、市民サービスにつながることでありますので、その辺についてもぜひとも要望をいたしておきます。

学校の小・中、中・高一貫教育についてであります。特に教育長、今後やっぱり9年間のいろんな組織について検討がしたい、あるいは考えていきたいということではあります。少子化に伴うところの統合、あるいはこれからの校舎の建設等も含めながら、やっぱり中長期的にいろんなことをやっぱり考えていかなければいけない広範囲な郡上の地域の特性がありますので、そんなことを含めながら課題が多いと思いますのでぜひよろしくお願ひしたいと思います。先ほどちょっと言いましたが、北高と白鳥中学のことについて言われましたけど、郡上高校についてもしあれば1点と、それから本年度どういったことで進められていくのかについて答弁いただければありがたいと思います。お願いします。

議長(美谷添 生君) 青木教育長。

教育長(青木 修君) 郡上北高校と白鳥中学校については、これは現在協議中ではありますけれども、県教育委員会との協議が進み決定されたら、1校と1校の組み合わせということで進めていきたいというふうに考えております。郡上高校については、学校を1校・1校指定をしていわゆる中・高一貫教育を進めていただくというところまではまだ現在考えておりません。しかしながら、生徒の皆さんの相互交流ですとか、あるいは先生方の研究会を通じた交流ですとか、いわゆるかたい形での指定をしたというようなことではなくて、通常の交流活動等を連携というような形でやっていただくということについてはぜひとも進めていきたいというふうに思っております。

議長(美谷添 生君) 以上で、山田忠平君の質問を終わります。

武 藤 忠 樹 君

議長(美谷添 生君) 続きまして、12番 武藤忠樹君の質問を許可します。

12番 武藤忠樹君。

12番（武藤忠樹君） お昼の2番目ということで皆さんお疲れのことと思いますけれども、しばらくの間おつき合いをいただきたいと思います。

議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

最初に、本庁支所方式導入後の住民サービスについてでありますけれども、郡上市がこれまで合併を進める中で市民の最大の心配事は、地域が取り残される、地域が取り残されてしまうのではないかとということであったように思います。そのために合併に当たりまして総合支所方式が導入された、そんな経緯があったのではないかとと思いますが、いよいよ来年度より本庁支所方式が導入されることになっております。

市長は、施政方針の中で、でき得る限り現行に近い職員体制を組織すると言われましたが、郡上市の規模からいきましても、また財政状況をかんがみましても、今後、より職員の削減を図っていかねばならないものではないかと思っております。そう考えますと、今後、より地域自治会との連携が重要かつ必要になるのではないかと、そう思っております。郡上市内の自治会組織との連携に対しましてどんなお考えをお持ちなのか、お伺いしたいと思います。

また、来年度より新公民館体制が実施され、公民館の組織の見直しがなされようとしております。行政としては、この地域公民館に何を求め、どのようなことを期待してみえるのか、お伺いをしたいと思います。

現在、郡上市内、特に八幡町内におきましては活発な公民館活動がなされております。このことは私は「昭和の合併」と関係しているのではないかと、そう思っております。非常に手前みそな話になりますが、私の住みます相生地区、この郡上市合併以前だと旧相生村ということになるわけですが、今でも年2,000円の公民館費を1戸当たり徴収され、公民館に1名の職員を常駐させることにより、相生地区の区民運動会、また文化祭、芸能祭、産業祭等をあわせ持つ相生祭、さらには敬老会、相生地区公民館振興大会の開催といったことはもとより、公民館内に地域部、青少幼年部、文化部、保健体育部を設け、地区の自治会と連携しながら、それぞれの公民館におきます部が活発な活動を行ってまいります。このことは他の八幡町内でも同じようなことが言えると思うのでありますけれども、この八幡町に非常に公民館活動が活発だということは、昭和29年に行われましていわゆる昭和の合併、5ヵ町村の合併後、この旧町村に庁舎がなくなり、それぞれの地域が行事・文化等の活動を守るため、必要に迫られてこの公民館活動が行われたのではないかと思っております。このことが行政的に行われたのか、また地区で自発的に行われたかどうかは定かではありませんが、しかし、現在のこの公民館活動が地域の行事・文化を守る上で非常に大きな役割を果たしている、そういったことは否めないと思います。そして、こういった事実は今後郡上市に生かされていくべきだと考えますが、御

所見を伺いたいと思います。

また、来年度より新たに郡上市集落総点検・夢ビジョン策定モデル事業が創設されます。こういった事業、また先ほど申し上げました新公民館体制の中におきまして、これは私も勉強不足なところがあるわけですが、国の特別交付金によって措置されます集落支援員制度、こういったものがございまして。この集落支援員制度の活用といったものはできないものなのでしょうか、あるいは既に活用される予定なのか、お伺いしたいと思います。

次に、大和庁舎における窓口業務支援の民間委託を試行的に実施すると施政方針では述べられました。来年度、NPOによる窓口業務が試験的に導入されるわけでありまして、それはそれとして受けとめますけれども、行政の窓口業務の一部は、例えば郵便局とか、あるいはコンビニとか、そういったところと連携を行うことによって行うことができないか、そういった考えはできないものであろうかと思っております。個人情報であるとか、あるいはコストの面であるとか、いろいろな問題があるのかもしれませんが、いかがお考えかお伺いしたいと思います。

そんな中、郡上市には高額な投資を行った郡上ケーブルテレビという施設がございまして。この郡上ケーブルテレビという施設をテレビを見るだけに終わらせては、その価値はないものだと思います。2011年、テレビのデジタル化に向けまして、より充実した行政サービスのためにも、郡上ケーブルテレビの活用をもっと図っていく必要があるのではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

私は、このケーブルテレビ施設設置の最大の利点は、インターネット網の整備ができたことだと考えております。このインターネット網が利用される環境ができなければ、この施設は宝の持ちぐされになってしまうのではないかと思います。

そんな中、一部、INGエリアの方々から多くの不満が上がってきております。それはこのインターネット環境に対することだということに行政の方が気がついてみえないのではないかと、そう思っております。12万5,000円足す消費税という多額の入会金を払わなければ利用するに十分なインターネット環境を整えることができない、そんな地域の人にとって、入会金ゼロで環境整備ができた地区に対する不公平感というものがあります。テレビではなく、告知放送ではなく、このインターネット環境に対する不満があるということに行政はもっと目を向けるべきではないかと考えております。

このケーブルテレビの問題はともかく、高額な投資を行い、高額な運営費が必要な郡上ケーブルテレビの施設は、テレビではなく、インターネットによる情報の共有ができ、それが行政サービスに、あるいは郡上市の産業に生かされたとき、初めてその価値が評価されるものだと思います。今後、郡上市の自立型産業育成を目指す上においても、物をつくる1次産業、それ

を加工する2次産業、そして販売をする3次産業の情報の共有といったことが非常に大切なことであり、そのためにはインターネットというものは必要不可欠なものだと思います。そして、インターネットが産業に活用されることにより郡上市内のインターネットの普及につながる、またそうでなければ郡上市内のインターネットの普及はあり得ないと言えるのかもしれませんが。

こういったデジタル的な発想もあるわけですが、一方で行政サービスをアナログ的な発想で言えば、これは以前、どこかの地域でバスを使って移動庁舎を行っているという記事を目にしたことがございますが、我々のような、郡上市のような広域な自治体で言えば、このバスを使った移動庁舎という手法も非常に有効な行政サービスであるかもしれません。そういった手法というよりも、このように住民が庁舎へ行くという考えから、庁舎みずから出かけるといった発想の転換にこそ意味があるのかもしれませんが。こういったことは簡単にできることとは思いませんが、今後、行政におきましても、また我々市民一人ひとりにおきましても、今までの固定概念にとらわれることのない意識改革は必要だと思っております。私的に思いますには、各地域にお住まいの市職員のお一人お一人が「私は出張庁舎である」というお考えであれば、こういった施設も必要ではなく、用は足りるのではないかと思いますけれども、御所見を伺いたいと思います。

続きまして2番目に、結婚支援の問題であります。

来年度、少子化対策に向けまして数多くの施策に取り組まれております。しかし、私は現在の郡上市にとっては、それ以前の問題として、結婚をしない、結婚ができない、そういった人々の増加といった問題があるのではないかと考えております。

通告では、郡上市における結婚相談の実態はどうなっているのかとの質問を用意しましたが、先日の予算審議の中で、郡上市の結婚相談員は4名であり、来年度1名を増員する予定である、また今年度の実績は12組であるとの御説明をいただいておりますので、それに関しましての答弁は必要はなくなったわけですが、こういった相談員の方々の御努力には心から感謝申し上げたいと思うわけですが、しかしながら、もっともっと行政としてこの問題に取り組む必要があるのではないかと考えております。

私自身、多くの方々のお世話になり、いわゆるお見合いを何度かする中で今の家内と出会い、そして結婚することができました。大変感謝をしております。家内はどう考えているかわかりませんが、こういった私のように、昔は多くの人々のお世話があり、またお見合いといった風習があり、それが結婚に結びついていたように思います。現在、お世話をする人とか、お世話をする人が少なくなった今、また、これはテレビの普及に関係するのかもしれませんが、青年団活動とか等々の団体活動が少なくなり、若者の出会いの場が少なくなった今、行政による結婚支援の必要性が増しているのではないのでしょうか。社会的価値観の変化もあるかもしれ

ません。そんな中で人々の結婚への考えも変わっているのかもしれませんが、郡上市に限らず、後継者問題は深刻度を増しております。これでは継続的な社会基盤の崩壊にもつながるのではないかと危惧しているところであります。

これは予算の審議の中でもありましたけれども、「結婚相談」という言葉自体に抵抗を感じてみえる若い方も多いのかもしれませんが。かつて私は郡上マリアージュなんていう団体の言葉を聞いたことがありますけれども、この郡上マリアージュといった団体は現在も存在し、活動してみえるのか、お伺いしたいと思います。

私は、結婚相談所と言うよりも、MSC（マリッジ・サポート・センター）、そんな名前に変更していく、そんなささいなことも必要でないかと思っておりますが、ともあれ本人に限らず、親であり、身内であり、また御近所であり、それこそ自治会とか公民館とか女性の会とか、そういった多くの方々からより多くの情報が提供され、また収集され、郡上市内に一組でも多くのカップルが誕生することを望まずにはおられません。御所見を伺いたいと思います。

最後になりますが、郡上市内の避難所の問題であります。

郡上市内各地には、災害時に対応すべく避難所が各地に設けられていると思います。この避難所、果たして適切な場所に設置されているのか少々疑問に思っております。公民館である、学校である、学校の体育館であるというだけで指定されているのではないのでしょうか。そうではないというならば、そういった御説明をいただきたいと思います。

避難所の耐震性、また地形的条件等々、安全度をいま一度検証する必要性を感じております。また、その上で、この公共の建物とか学校施設の耐震性等々につきましては市民に公表されるべきではないかと考えておりますけれども、御所見を伺いたいと思います。

3点について質問させていただきましたが、再質問を留保させていただきます、ひとまず質問を終わらせていただきます。

議長（美谷添 生君） 武藤忠樹君の質問に答弁を求めます。

日置市長。

市長（日置敏明君） 武藤議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

まず第1点でございますけれども、自治会や公民館の今後のあり方、あるいは集落支援員制度の活用についてということで御質問がございました。

御指摘がございましたように、あるいは先ほども申し上げましたが、郡上市としては身の丈にあった行財政体制を整えていくということのために、これからもなお職員の削減ということでは避けられないところでございます。そういう中で、でき得る限り、申し上げておりますように、振興事務所の職員体制等については、市民サービスの著しい低下が起らないように、むしろ向上していくことを目指しながら配置をしていこうというふうに考えておりますけ

れども、やはり行政の力だけでは限界がございます。そういう中で、私たちの目指すべき方向は、一つは補完性の原則と。自分たちでできることは自分たちでというような精神のもとで、いわゆるよく言われている自助・共助・公助というような精神のもとで地域を保っていく必要があるというふうに思っております。

そういう中で、私もこれからの地域の住民自治、市民自治のかなめは自治会と公民館であるというふうに思っております。自治会につきましては、市内に100を超す自治会というものが、これは大変長い歴史を持つものでございますけれども、組織をされておりまして、今日においてもなお地域のコミュニティーというものを保っていくためのかなめの組織となっていていただいているわけでございます。いろんな地域の皆さんの連帯の中で、いろんな見守り活動ですとか、あるいは伝統行事をともに行うとか、その他、地域の環境整備ですとか、いろんなことが行われておるわけでございまして、私はこの自治会というものを、やはり今後も地域を、コミュニティーを保っていくための重要ないわば社会資本、ソーシャルキャピタルであるというふうに位置づけて、さらに強化をしていきたいというふうに思っています。しかし、一方で、大変この自治会の役員の担い手であるとか、あるいはそういった行事への参加というものがともすれば意識が希薄になっていくとかといった、いろんな課題を抱えているわけでございまして、今後、私どもとしては、そういう自治会活動を担っておられる皆様方と十分な情報提供や、あるいは情報共有、あるいは連携を保ちながら、コミュニティーを保っていけるように努力をしていきたいというふうに思っております。

そしてもう一方、先ほどお話がございました公民館というものも、これも市内に公民館のネットワークというものが張られておりまして、それぞれ地域によってはあり方が少し違うところもございますが、いわば先ほど申し上げました、自治会の活動とiwabあ不即不離のような形で住民の皆さんの活動が続けられてまいりました。新年度からいわゆる新公民館体制という形になるわけでございますけれども、これからの公民館、この公民館は御承知のように社会教育法の中に位置づけられているということでございますけれども、そうした人づくりであるとか、あるいは人と人との連帯づくりであるとか、あるいは今後厳しい情勢の中でも地域おこしとか、そういったことにも取り組んでもらうためのやはりその拠点となるように育っていただく必要があるというふうに思っております。

新公民館体制という形の中で、若干、従来の細かく組織された分館と自治会というような形で表裏の関係でいろいろ活動がなされているようなところについて、今回の新公民館体制という中で若干の戸惑いもあるように、私もそのように受けとめておりますし、そういった点は、地域の実情を十分配慮しながら体制づくりというものを進めていただけるように、あまり無理をしないようにやっていけるように配慮を、私としては行政的にも配慮してまいりたい

というふうに思っておりますし、またそういう公民館活動というものと自治会の活動というもののあり方というものを一度よく研究・検討していきたいというふうに思っております。

それから、集落支援員制度についてということでございますが、御指摘ございましたように、これは総務省の過疎問題懇談会の中でこういった、いろんな今集落の存続等が危ぶまれるところとかいろんなところがございまして、何らかのサポートをするために、こういう集落支援員という方を市町村の方に置いて、いろんな集落の取り組みについてサポートをしてもらったらどうかと。そして、そういう支援員を置いた市町村については、そういったもろもろの係る経費を特別交付税で措置をするというものでございます。

これにつきましては、いろいろな意見がございます。集落の当事者たちが一生懸命取り組んでいる中で、果たして例えば外部から支援員というような方を投入した場合にうまくいくんだらうかとか、いろんな問題もございまして。あるいは、じゃあそういう方を集落の中の人材からお願いをしたときに今度はうまくいくんだらうかとか、もろもろの意見が今ございまして、かなり全国の自治体では既にそういう財政支援があるものですから取り組んでいるところもあると思います。要は、その地域が何をニーズとして持っているかということと、あるいはそういった支援員としてお願いをする方の人材という問題と両面あると思いますが、郡上市におきましても、今後、そういった地域におけるニーズがあるかどうか、あるいはそういった適当な人材が得られるかどうかといったような両面から検討をしてみたいというふうに思っております。

また、先ほど御指摘がございました、新年度から始めます集落総点検・夢ビジョン策定モデル事業というような形で、まさにこういった集落の今後の維持存続をかけたモデル的な取り組みというものを、当面、新年度としては7地域ということでございましてけれども、取り組んでいっていただきながら、今後こういった地域が、冒頭申されましたように、取り残されるとか、なくなってしまうとかということのないように取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

それから次に、こういったことと絡んで、行政の窓口業務における郵便局やコンビニの活用ということでございます。

これにつきましては、既に郵便局につきましては、平成20年に議会の方へも議案として提出をされまして認めていただいておりますが、現在、郡上市内では西和良郵便局、牛道郵便局、北濃郵便局、石徹白郵便局、この四つの郵便局におきましては、住民票の写しの交付であるとか、戸籍謄本、戸籍抄本の交付であるとか、あるいは印鑑証明といったような、いわゆる窓口業務を扱っていただいております。例えばこの四つの郵便局における平成20年度の2月末までの取り扱い件数で言うと、この四つの郵便局で全体で244件ほどやはりそういっ

た窓口業務をこなしておっただいております。やはりそれはニーズのある証左でもあるわけでございますけれども、こういった利用の状況というようなものを見ながら今後の窓口業務のあり方ということを検討してまいりたいというふうに思いますが、ただ基本は、現在、振興事務所においてきちんと取り扱っておりますので、そこにおける窓口業務をしっかりとやっていこうというふうに思っております。

それからコンビニにつきましては、郡上市内におけるコンビニの配置状況というのが、例えば非常に不便なところにはコンビニもないというようなところも多くございますし、またコンビニのような場合ですと、先ほどもお話がございました、いろんな個人情報に関する取り扱いをすとか、あるいはこうしたことをやっていただくためには機器の整備であるとか、いろんな問題もございますので、これは今後の課題として検討をさせていただきたいというふうに思います。

それから次に、ケーブルテレビの活用についてということでございます。

御指摘がございましたように、2011年からいわゆる地上デジタル放送というものが始まるわけでございますので、その対応ということがあるわけでございます。郡上ケーブルテレビにおきましては、現在、その対象エリアの大体おおよそ96%の方がケーブルテレビに加入をしておっただいておるわけでございます。

このデジタル化ということに伴いまして、再放送、いわゆるいろんなテレビ局の放送をケーブルテレビを使って再送信するデジタル化というような対応も済んでおりますし、今年度は、いわゆる自前のチャンネルについてもデジタルで視聴していただけるような対応というものできておるところでございます。今後このデジタル化ということが進んでまいりますと、デジタル放送の特色でございます、例えば双方向のいろんな通信ができるというようなことから、技術的には例えば施設案内予約というようなものをデジタルテレビを使ってできるというようなことも可能ではございます。しかし、この辺につきましては、またいろいろ対応のための機器整備だとかいろんなこともございますので、私としては、それは今後いろんな形でのいろんなところの取り組みが進められていくと思っておりますので、そういった情報をよくつかみながら、郡上市としていかにすべきかということを考えていきたいというふうに思っております。

当面、私がやはり今郡上ケーブルテレビを見ていて思いますことは、やはり内容の充実ということではないかというふうに思っております。新年度、これまでよりも内容を何とか充実して、本当に皆さんに見てもらえる、愛されるケーブルテレビということの内容にしていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、確かに現在、郡上が情報基盤整備をした中での一つの大きな価値はインターネット基盤が整っているということでありまして、相当数の皆さんがインターネットを活用してお

っていただいているわけでございます。そういうものを活用して、例えばインターネットショッピング等にも活用していただいている方もあると思います。そういう産業的な利用もあると思います。

先ほど御指摘の、I N Gエリアにおけるインターネット加入のいろんな仕組みというものと、この郡上ケーブルテレビ網、ネットワークが張りめぐらされているところとそういう格差があるということにつきましては、確かにおっしゃるとおり、同じ市民でありながらという問題があるかと思いますが、この問題は、当初からI N Gエリアのそういった放送通信基盤の問題と、郡上ケーブルテレビにおけるといいますか、郡上市の方で整備をする、あるいは合併前から取り組んでおったわけですから、広域で取り組んだこの情報基盤整備というものの、なかなか制度的に二つ、既にI N Gのところを先行していたというようなことでなかなか調整が難しく今日に至っているわけでございますけれども、この問題については今後のやはり課題に、業者のそういった情報、ネットワークをどうするかというのは課題にさせていただきたいというふうに思います。

それから最後の、バスを使った移動庁舎というのでございますが、ちょっと具体的なイメージがあまりちょっと私もよくわからないところがございます。あるいは何らかの、先ほど申し上げました窓口業務のようなものを処理する人員が乗って、一定の曜日を決めて例えば非常に交通の不便なところへお出かけするとかというようなことがあるのかもしれませんが、少し事例をよく勉強させていただきたいというふうに思っております。移動庁舎という形でなくて、やはり私どもとしては、郡上市内のどんなところでも必要があれば現場へ行くとか、あるいは確かに職員の側から、あるいは行政の側から市民の皆さんのところへ行くという仕事のやり方というのは非常に大切なことであるというふうに思いますので、そういったことには十分留意をしながら仕事を進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（美谷添 生君） 山田総務部長。

総務部長（山田訓男君） それでは私の方からは、避難所の三つ目のお尋ねの件につきまして御答弁させていただきます。

避難所につきまして安全な適切な場所に指定されておるかどうかというお尋ねでございますが、この設定に当たりましては、地域防災計画といった定めがございます、その中で定めてございます。何かといいますと、避難の指示を受けた人に対してその収容するための施設でございますので、その選定につきましては、洪水であるとか、あるいは山津波、地すべり、がけ崩れと、こういった災害に対し、地形的に安全かどうかということをも十分勘案しながら指定するというところで規定をしてございます。

今指定しておる施設につきましては、そういった観点で、地形的なことやらそうした安全面

を勘案し、また収容人員ですね、こちらも大切でございますので考慮し指定をし、加えて、年々といえますか、改修とか新たな施設も出てきますので、地域事務所ごとに見直し作業も進めて今に至っております。その状況を若干御説明しますと、現在指定しております避難所の状況ですが、公のもの、あるいは民間施設を指定させていただいておるもの、合わせて236の施設がございます。そのうち地区の公民館、あるいは体育館といったようなことでの公の施設でございますが、181指定をしております。全体で言いますと77%を公の方で指定しておるということになります。

これらの施設でございますが、前段でお話ししましたように、洪水であるとか、あるいは火災、地震、この三つを含めた全部の災害、こういった災害が想定されるわけなんです、それぞれの災害の区分に応じまして対応できるように指定しておるという実態でございます。例えば洪水の災害の避難所となりますと、付近地に急傾斜地がないかどうかとか、あるいは土石流ですね、そういった指定の区域に入っていないかどうかとかということを経査といえますか、見きわめながら指定をしておるという状況でございます。

そしていま一つ、地震の耐震性といえますか、それに対応する避難所の関係でございますが、この全部の236の施設のうち152の施設でございますが、これが昭和56年6月以降、いわゆる新しい耐震基準に基づいて建築され、そういった基準をクリアしておるということで位置づけてございますけれども、そういった意味で、安全性が高いということで認識をしております。問題は残りの84の施設ということでございますが、これらにつきましては地震のそういった避難所には指定はしてございません。ただ1ヵ所だけ、民間の施設をやむを得ず、付近地にどうしても適当なものがないもんですからそういう指定はしてございますけれども、残りはそういった指定はしてございません。それで、この指定につきましては、18年の折ですが、こういった防災マニュアルをそれぞれお届けし、その中にこういったようなマップを皆さんにお配りしたという経緯がございますけれども、こういう形で啓蒙をさせていただいております。

それから最後のところで、今の耐震性の公表のことでございますが、学校施設につきましては、地震の防災対策特別措置法、こちらの改正にあわせて、この3月から小・中学校の耐震診断の結果を教育委員会の方では公表する予定にしております。一方、公共の施設の方につきましては、いま一度現状をよく把握しまして、整備の方針等も定め、順次対応したいと、こんなふうに思っております。よろしく申し上げます。

議長（美谷添 生君） 日置市長。

市長（日置敏明君） すみません、結婚相談の関係を先ほど答弁を落としましたので申し上げたいと思います。

先ほどお話がございましたように、市内の若い独身男女の結婚促進ということは非常に大事

なことでございます。先ほどもお話がございましたように、来年度は相談員を1名増員して体制を強化したいと思っておりますが、御指摘がありましたように、やはり新しいやり方というものを模索していく必要があると思っております。男女の自然な交流の場とか、そういうようなものをできるだけ多くつくるとかといったようなことを大いに今後工夫して取り組んでまいりたいというふうに思います。

(12番議員挙手)

議長(美谷添 生君) 12番 武藤忠樹君。

12番(武藤忠樹君) それぞれ御丁寧な御答弁をいただきました。

この集落支援員制度というのは、非常に私も勉強不足でございまして、こういったものが国の特別交付金で措置されるならば、こういったものを利用して過疎化するそれぞれの地域の救世主になればなと思っておるわけですけれども、もう少し私も勉強してまた質問してまいりたいと思います。

それから、最後に御答弁いただきました結婚という問題ですけれども、これは非常に難しい問題であるなと思っておりますけれども、やっぱりこの郡上市が今後発展していくためにはどうしても避けて通れない問題でありますので、より多くの行政の支援といったものをここに注ぐ必要があるのではないかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、インターネット網のことですけれども、これは、せっかくこれだけの施設を用意されたわけですから、やっぱり商工業であるとかいろんなことに利用されまして、情報の共有が図られて、郡上市の発展にぜひとも、行政サービスはもちろんですけれども、利用していただき、またそういった工夫をぜひとも行政側でしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

時間がもうありませんけれども、先ほど御説明いただきました避難所の問題でありますけれども、非常に、災害の種類によって避難所が違うということは市民の方々は多分気がついてみえない面があると思うんです。やっぱりそういった面ももう一度啓蒙していただきたいなと。災害が起きたらここへ行くんだとしか思ってみえない部分がありますので、地震のときにはそこへ行ったらだめよ、水害のときにはそこへ行ったらだめよということがもう少し市民にわかりやすく啓蒙されるべきじゃないかと思っておりますけれども、非常に難しい問題であるかもしれませんが、そういったことにもぜひ御努力いただきたいことをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長(美谷添 生君) それでは、以上で武藤忠樹君の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。2時30分からの再開を予定いたします。

(午後 2時16分)

議長（美谷添 生君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 2時30分）

田代 はつ江 君

議長（美谷添 生君） 3番 田代はつ江君の質問を許可します。

3番 田代はつ江君。

3番（田代はつ江君） 皆さん、こんにちは。

21年度の予算が示され、国の緊急支援も含め、不況を立て直すための賢明な予算だと思いました。新古今和歌集の中で「高き屋に のぼりて見れば 煙たつ 民のかまどは にぎはひにけり」という仁徳天皇がつくられたお歌があります。民の貧困を心配し、3年間税を免じたので民の生活が立ち直ったというお歌ですけれども、本当に郡上市も2年、3年後にこの「かまどはにぎはひにけり」という情景がうかがわれると本当によいと思いました。

それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。なお、予算委員会でほとんどが審議をされた内容ですので、申しわけありませんけれども、よろしく願いいたします。

まず第1点は、認知症とその家族を支える取り組み状況についてということでお伺いいたします。

「この世に生を受け、自分らしく生き生きと暮らし、尊厳を持って穏やかに逝く、そんな生き方を学び実践しませんか」、先日、高齢社会をよくする女性の会に参加したときのスローガンでした。また、2015年になると、団塊の世代が65歳以上の高齢者となる超高齢社会が到来します。これからは個々が自立してお互いを支え合う時代です。一人ひとりが自分のこととして考え、質のよい地域社会を担っていけるよう、行政と住民は協働して高齢社会問題に取り組んでいかなければならないと言われました。

この日、特に認知症の勉強をしました。まず第1に、認知症は病気であるが、なかなか数字的に把握ができないと言われていています。岐阜県では、要介護認定者7万512名のうち、3万3,281名が認知症と推計されております。施設への入所待機者は重複を避けても1万2,120名あり、「将来的心配」な申し込みが54%、「介護者がいるけど」が40%だそうです。2,700名ぐらいたが、施設の介護が必要で本当に困っている人です。郡上市でも特別養護老人ホーム3施設250床ありますが、待機者は100名を超えており、入所まで数年を要する状況とお聞きしております。

介護職員の確保、施設の整備、在宅介護サービスの充実など課題はいっぱいあると思います

が、認知症の予防という点も大きな課題だと思います。地域によっては、中学生から認知症の勉強をしているところもあるとお聞きしました。オレンジリングもまだまだ御存じない方がいると思いますが、キャラバン・メイトの充実も図り、認知症の理解を深めていかなければならないと思います。

人はだれでも住みなれた環境で住みなれた生活をしていけることが一番ですが、現実はなかなか大変なことです。ある施設でお聞きしましたが、入所されている認知症の方でも、家族の名前は最後まで覚えてみえる。幾ら職員が真心を込めて対応しても、家族にまさるものはない。だから、家族とのつながりを大切にしてほしい。一たん施設へ預けると再び面倒を見ることはなかなかできないことではあるが、中には、今は見れないけど最期は自分の家で見てあげたいと思ってみえる人もある。1年に1度は家に連れて帰り仏壇に拝ませてあげたり、近所の人に会いに来てもらったりしている家族もあるということもお聞きしました。

介護保険制度ができるまでは、介護は嫁の仕事が当たり前とされてきた日本の社会でしたが、認知症の人とその家族を地域で支えるまちづくりを目指すことは、いつまでも住みなれた地域で暮らしたいという、私たちだれもが願う暮らしを実現するために大変重要なことと思います。そこで、郡上市における認知症とその家族を支える取り組み状況をお聞かせください。

2点目に、住宅用火災警報器の推進対策についてと、山林火災防止についてを質問させていただきます。

この冬も、日本のどこかで毎日のように火災が発生し、大切な財産のみならず、何よりも大切な命が失われています。特にその犠牲に幼い子供たち、また体の不自由な方、そして高齢者が多くなっていることに心が痛みます。火災は細心の注意と心がけである程度防ぐことは可能ですが、万が一起きてしまった火災では、まず身の安全を守らなければなりません。就寝時の火災などは、気づくのが遅いため、多くの犠牲者が出てしまいます。

平成23年までに火災警報器の設置が義務づけられましたが、まだいい、まだいい、そのうちにと、私も含め、先延ばしている方が多いのが現状だと思います。郡上市でも、女性防火クラブと自治会があっせんしてくださっているおかげで設置状況が進んでいないわけではありませんが、中には、どの部屋につけるのがいいのか、また最低幾つは必要なのか、警報器が鳴ったら一番に何をすべきなのか、また自分で取り付けられない場合はだれにお願いしたらいいのかなどの周知がまだまだ不徹底だと思います。そこで、住宅用火災警報器の設置状況を教えていただきたいと思います。

また、郡上市においても高齢者の焼死が出ておりますので、早期設置が望まれますが、その対策をお聞きしたいと思います。講習会、また寸劇、ケーブルテレビ等で再度設置を促していただいたり、悪徳業者などによる訪問販売等の被害が出ないように、市内の業者の方にはネーム

プレート等をつけていただき、安心して市民の皆さんが設置できるよう推進していただきたいと思ひます。そして、とうとい命が火災によって失われることのないよう、安心・安全のまちづくりに少しスピードを上げていただく努力をお願いしたいと思ひます。

また、先日、オーストラリアで大規模な山林火災が発生し、甚大な被害が出ていますが、郡上市も山菜の宝庫で火災の危険性があります。これまでの事例と今後の対策をお聞かせください。

3点目に、今こそ農業を見直す大切なときということで質問をさせていただきます。

米国を発端とする金融危機の影響を受けて、日本経済は大きなダメージを受け、円高による輸出による製造業は特に痛手を負ひ、多くの人々が働く場を失っています。この郡上市においても少なからず影響を受け、大なり小なり試練に見舞われるみんなが苦しい時代に突入してしまいました。ある雑誌に「日本再生の条件」という見出しで飯尾潤さんという方が、困ったところは直し、いいところを伸ばしていく、この当たり前のところから出発することが必要と書いてみえました。

私は、大規模な雇用を生み出す政策として農業支援が取り上げられるべきだと思ひます。日本の食料自給率が現在の40%足らずであってはならないと思ひます。食の安全が重要視される今日においてはなおさらのことです。荒廃した農地に国がてこ入れをし、以前の元気な日本の農業をよみがえらせてほしいと思ひます。人手不足の農家へ職場を失ひ困っている人を呼んであげてください。中には、田舎への定住を希望される人もあると思ひます。空き家になっているところがあったら、貸してあげていただけるよう交渉の窓口になってあげてください。

一国の隆盛は、特定の部門の振興でなく、全般に細やかな配慮が必要です。現在の経済情勢は、生産と輸出に力点を置いて、大切なものを置き去りにしているように思われます。貸しやすく借りやすい農地改革、耕作放棄地の利用、農村の活性化に力を注ぎ、今回の不況の原因を他に転嫁することなく、逆風だからこそと前向きな姿勢で自分にできることに努力すれば、百年に一度と言われるピンチは必ずチャンスとなると思ひます。不況を機に昔ながら農業が見直され、てこ入れされる中で活気ある農業が展開されることこそが、真の意味で地産地消となり、自給率のアップとなると思ひます。郡上市の農業に対する活気ある施策をお聞かせ願ひたいと思ひます。

最後に、人に優しいまちづくりパート ということで、地域の力で子育て支援ということで質問をさせていただきます。

近年の女性の社会進出に加え、不況下の今日において、ますます女性も生活のため働かざるを得なくなった厳しい社会になってきました。特に小学校低学年の放課後における学童保育を希望されるお母さんの声を、女性の会を通じて多く聞きました。今日までもそうですし、21年

度においても、こういう事業にいち早く手を挙げてくださるところがあり、大変ありがたいことだと思います。

しかし、郡上市のように広大な地域においては、放課後の学童保育を希望しても、受け皿になっていただくとところがない地域もあると思います。そういう地域に提案したいと思います。退職等でまだまだ力を持て余してみえる方、お元気な高齢者で昔の遊びを教えてくださいたりする知恵袋のような人、それぞれ地域に埋もれているこういう方のマンパワーをおかりして子育て支援ができれば、現役を退かれた方にとっても生きがいづくりになるし、一挙両得になると思います。少子化であいている教室がありましたら、ぜひお貸しいただき、学童保育ができ、安心してお母さんが働ける環境づくりをしてほしいと思いますが、郡上市としての取り組みをお聞かせいただきたいと思います。

以上4点ですが、再質問を留保して、一たん質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（美谷添 生君） 田代はつ江君の質問に答弁を求めます。

日置市長。

市長（日置敏明君） 田代議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

私からは3点目の、今こそ農業をという御質問にお答えをいたしたいと思います。

御指摘がございましたように、今回の世界的な景気の大きな後退という中で、郡上市内におきましても、これまで大変自動車関連産業というようなことで調子のよかったようなところが、下請であるがゆえに、やはりその影響をもろに受けてしまったというような状態がございます。私たちはそういった状態を目の当たりにしているわけですが、こういう製造業を中心にした、とにかく右肩上がりにどこまでも進んでいかなければどこかで大きな破綻が来るといふ、こういった経済構造のあり方というものを見直すという動きが出てきていることは御指摘のとおりでございます。

そういった意味で、人間の生き方としても、あるいは働き方としても、今、農林業というのが大きな注目を浴びていることは事実でございます。まちの書店へ行きましても、農業の始め方とか、農業でのもうけ方などという本が今平積みされているような時代でございます。こうした農林業へできれば就業したいと思っておられる方々もたくさんあるわけでございます。一方で、片や既存の農業というものは、だんだんだんだん高齢化をしてくる、農家人口が縮小してくるといったようなことから、担い手不足に悩んでいるという状況にあるわけでございます。いわばそのための担い手対策というものに非常に苦心をしているというわけでございます。

そういう状態でございますので、非常に農業による雇用の確保というのは大きな希望のある

一つの方法であるというふうに思っておりますけれども、ただ、農業というのは、やはり農業をやりたいからといって、今まで例えば工場で働いておられた方がぼっとこの郡上へ来て農業をやりたいと言われても、なかなか難しい点があることも事実でございます。農業を始めるためには、やはり農地が要る、あるいは地域の外からおいでになるとすれば住む住宅が要ると。それから、当然、農業につきましてはその土地その土地に合った農業の技術というものもございます。あるいは、つくったものをどうやって売るかという販路の確保というような問題もございます。こうしたいろんな問題を一つ一つクリアしながらでないと、なかなか大量に農業に就業者をふやすということも早急にできるというわけでもございません。

また一方、制度的にも、例えば農地が欲しいと言われた非農家の方がおられても、例えば郡上市ですと30アール以上、すなわち3反以上の農地を取得して農家になるという形でないと取得ができないとか、あるいは例えば新しい組織で、異業種への進出というようなことで農業生産法人以外の会社組織のような方が農業を始めようと思っても、現在の農地法ではなかなか難しいというような、御指摘のような農地法上の問題がございます。こういった問題は、今、ようやくそういう問題の中で緩和がされようといったしておるところでございますけれども、今後いろいろと制度的にも改革もされてくると思います。

そういう中で、私どもも、やはり郡上市においてそういうことをやってみたいというチャレンジ精神をお持ちの方、あるいは農家の子弟で帰って親と一緒に農業がしたいとか、そういった方を受け入れる態勢を整えることは非常に大切であるというふうに思っております。こういった方々を受け入れるためには、また地域社会の方も開かれたコミュニティーでなければいけないと、外からの人は一切受け入れないというような社会であってもいけないというようなことではないかと思えます。

いろいろな課題がございますが、今回、農業振興ビジョンというものを郡上市内の農業関係者の皆様方に答申をしていただきました。そういうものの中にいろんな施策が書かれておまして、それから今回、その最後の答申の場でも、そういったイターン等による農業就業希望者なんかの受け入れについて、例えば自分のところへ来れば農業の技術を指導してあげるよというようなことをおっしゃった方もいらっしゃいますが、そういった受け入れ態勢を今後整えていきたいというふうに思っておりますし、それから今後、この振興ビジョンにもうたっておりますし、一部新年度の予算でも着手をいたしましたけれども、今後、農業振興を指導する基幹としての市の農業振興センターというような機能も充実をしまいたいというふうに思いますし、それから何よりも、やはり農業を元気にするには、つくったものが売れるということが大切であろうかと思えます。現在、郡上市内にたくさんの朝市がございますが、こういった朝市、青空市場の基幹的な機能として、新年度には大和交流広場というような事業の着手にも

取り組んでまいりたいというふうに思っております。

今申し上げましたように、なかなか一口に言って早急に大規模な雇用を生み出すというのにはなかなか難しい課題もたくさんございますが、御提言のようなことがこれから大事になってくると思いますので、取り組んでまいりたいというふうに思います。

議長（美谷添 生君） 布田健康福祉部長。

健康福祉部長（布田孝文君） それでは最初に、認知症とその家族を支える取り組みというような状況の関係と、それから地域の方で子育て支援ということで、二つのところに関しまして私の方からお答えさせていただきます。

まず、認知症ということは大変、非常に厳しい問題といたしますか、もし家族の中にそういう方が見えますと、本当にその中で御家族の方が認知症の方を支えていくというのは大変、本当に言葉で言えないくらい大変なことだというふうにまず認識をしております。しかしながら、認知症というのは、先ほど田代議員さんもおっしゃいましたように、脳の病気というようなことで、85歳以上ですと4人に1人ぐらいがひょっとしてそういう症状があるんでないかということをおも言われております。

そういう中で、家族の方々がいわゆるお世話する中での精神的な負担というのは非常に大きくなりまして、私も二十数年前ですけれども、ある地域をちょっと回りましたら、家族の中でそういう方が見えまして、いわゆるお嫁さんがお年寄りを介護しておられる状態でしたが、柱にくくりつけておかんと買い物にも行けんという状況でというお話を聞きました。それを第三者の方がもし見られると、虐待というふうに見られる方もおられると思いますし、またその方は、10年以上、旅行なんかは一回も行ったことないよということをおっしゃってみられました。そのくらいやっぱり認知症になりますと、夜、昼、わからない状態ということもございまして、本人さんは、ということで、大変ということをお聞きしております。

そんな中で、じゃあ行政は何ができるのかということがありますけれども、まずそういう認知症がどういう状態とか、どういうことが家族の中で起きていくんだということを多くの皆さんにまず知っていただくことが大事だろうということで、認知症のサポーター養成ということで、これは昨年から取り組んでおります。養成講座みたいな形でございましてけれども、認知症の人でありますとか、その家族を支え、だれもが暮らしやすい地域をつかっていくために、サポーターの人をたくさんつくって、サポーターの方々からみんな地域の中で認知症の方も支えていかないかというようなことの展開であります。現在、郡上市では約200名の方が講座を受けていただいております。

それからもう一つ大事なことは、家族の方が、今、社会福祉協議会の方でありますとか、それぞれの介護保険の事業所の方で、家族会というようなことを開いていただいております。や

っぱり大変苦勞した話でありますとか、そういうことをほかの方に聞いていただくことも精神的な軽減につながるというようなことで、研修会を含めながら、それぞれの事業所では年に3回、4回、研修をされておるといことも聞いております。

サポーターの養成につきましては、来年度、21年度については市の方としては年間32回ほど計画をしておりますけれども、できるだけ郡上市全体で広がるような計画にしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

それから、地域の力での子育て支援ということでございますが、このことにつきましては、特に健康福祉部では、現在、放課後児童クラブということで、学校が終わってから、女性の方も今たくさんの方が働いてみえますので、どうしても家へ帰って一人っ子になってしまうというような状況が起きるといようなことで、放課後児童クラブということで平成18年から八幡小学校と白鳥小学校をモデルに始めさせていただきました。まだ歴史は非常に浅いということでもありますけれども、そんな中で、現在、八幡小学校、白鳥小学校、大和北小、三城小学校の方で開設をしております。一つの制度の中で基準を設けておまして、10人以上の対象の方が見えるといようなことでこの放課後児童クラブを開設しておりますけれども、きょうの田代議員さんの御発言の中には、こういう人たちを支えるマンパワーといいますが、行政ではなかなかすべてできませんから、いろんな方々がこういうところに携わっていただいたらどうかといような御提言で、大変ありがたく思っております。

市の方では、指導員の方等々、補助基準の中で運営費を出させていただいておりますけれども、なかなか指導員の方の、いわゆる知識も持ってもらわないかんということもありますし、2時間、3時間なりお子様を預かるということでもありますから、なるべく多くの目があつた方がいいんじゃないかなといことは思っております。

現在、学校の空き施設等々を利用させていただきまして、空き教室でございますけれども、利用させていただきまして放課後児童クラブを展開しておりますけれども、来年度に向けては、なるべく地域の方々の力をおかりするといことで、民、民とい言い方をしておりますけれども、必ずしも行政から手を離れるわけではございませんけれども、民間の方々のお力をかりて放課後児童クラブの方も実施をしていきたいとい方向で考えております。

また、八幡地域につきましては、なかなか一つの学校では10人以上の子供さんが見えない場合がありますから、送迎の加算といような予算をつけさせていただきまして、八幡小学校を起点に、例えば川合小学校とか相生小学校、口明方小学校のお子様もそこで放課後児童クラブに参加していただけるような体制を今とりつつあります。また、美並地域におきましても、今、三城小学校だけでございますけれども、吉田地域のお子さんについては、まだ10人とい人数の基準に達しておりませんが、10人以下のお子様についても三城小学校の方

で放課後児童クラブの方へ行っていただけるような送迎のことを検討しておりますので、よろしくお願いたします。

議長（美谷添 生君） 日置消防長。

消防長（日置憲正君） 私の方からは、二つ目の住宅用火災警報器の推進対策と山林火災防止についてということで、二つについてお答えをさせていただきたいと思います。

まず住宅用火災警報器の推進につきましては、田代議員さんを含め、女性防火クラブを通じまして、普及の足がかりに大変大きなお力添えをいただきまして、この場をかりて厚くお礼を申し上げたいと思います。

そんな中で、現在の設置状況でございますけれども、私ども消防本部の方で事務局を行っておりますので、その把握している数字としましては、女性防火クラブ・自治会あっせん分として7,911個が出ておりまして、これを1世帯2個平均と計算させていただいて3,955世帯、市営住宅が519世帯、民間の共同住宅が113世帯で、合計4,588世帯になります。世帯数から換算しまして30.8%の設置率と推定をします。これに新築の住宅とか個人で購入・設置をしておいていただくところを含めると、これをある程度上回っているというふうに思っております。

今後の設置推進対策につきましては、焼死防止の一番今のところは有効な手段として住宅用の火災報知器が推進をされておるわけですがけれども、消防法の改正を受けまして平成17年12月に郡上市の火災予防条例で義務化をさせていただき、郡上市は既存の住宅については平成23年までの5年間を猶予期間とさせていただきました。3年目の21年度を最重要課題に上げて何とか設置率50%以上を目標として取り組み、最終の23年度には70%以上にしたいと考えております。

その対策としまして、先ほど田代議員さんがおっしゃいました、女性防火クラブに寸劇のお願いをしたり、ケーブルテレビや広報紙、市のホームページなどによる啓発は今後も継続して行っていきたく思いますし、また、これまでは総会等で呼びかけをしまして、依頼を受けた自治会にこちらから出向いて説明会を行って、そして設置推進ができておりましたけれども、これからは未設置の自治会へ直接こちらの方から設置依頼をお願いしていくと。そして、PTAとかシニアクラブとか、他の団体にも働きかけていきたいというふうに思っております。

それからもう一つは、火災警報器の設置済みシールというものを作成する検討を現在しております。消防団に、昔はかまど検査とって、各戸、火の取り扱うかまどを検査していただいたような経緯もございました。その後は、消火器の設置状況を点検していただいたこともあります。今度は、住宅用の火災警報器の住宅査察というものを依頼しまして設置状況を確認する、また先ほど御指摘がありました、購入だけで未設置、そういった家庭にも取りつけていただいたりして、協力をお願いし、シールを配布することで正確な設置率を把握できます。そして、

そのアップによって悪徳業者による被害防止にも役立てていきたいというふうに考えております。

次に、山林火災の防止についてでございますが、昔の山林従事者は山で火をたいてお茶を沸かすのが習慣でありました。そのため、山林火災も頻繁にありました。10年前に200本の山火事防止看板を作成しまして林道入り口を中心に立てた経緯はございますけれども、それ以降、年々山林火災は減少しております、過去5年間を見ましても合計で7件、焼損の面積の合計は約56アールで、昨年1年間は林野火災はゼロでございます。少ないからといって軽視はできませんけれども、むしろごみ焼きなどの延焼による空き地や道路周辺での火災が後を絶たず、市民に対する予防啓発に力を入れておるような状況でございます。

3月、4月は山火事が懸念されますので、岐阜県が「山火事防止月間」と定めております。質問の山菜とりに対する予防対策としましては、毎年、消防本部は、女性消防団、女性防火クラブにも協力をお願いしたこともありますけれども、タイアップして道の駅などで啓発事業を行っております。しかし、広範な山林面積を占める郡上市は、何といたっても地域の協力なくしては防止ができないと思っております。もちろん広報紙とかケーブルテレビ、あるいは他の広報紙等でもPRはしていきますけれども、山菜豊富な地域にありましては、地域の皆さんで監視の目を光らせていただきたいというふうにしてお願いをしようと思っております。以上でございます。

(3 番議員挙手)

議長(美谷添 生君) 3番 田代はつ江君。

3番(田代はつ江君) どうもありがとうございます。

特に設置済みシールというのは、気がつきませんでしたけれども、大変に効果のあることで、いいことだと思って喜んでおります。ぜひお願いしたいと思えます。

それから認知症についてのことですが、ちょっと誤解があるといけませんので少し言っておきますけれども、決して認知症になった方を施設に入れるのがだめという意味ではなくて、私たちの年代の団塊の世代が本当に高齢者社会を迎えた、高高齢者ですが、社会を迎えたときには、本当にそういう施設も、今が100人待ちなら、もっともっと、待ちどころか、本当に入るところがないという状況になってくるのではないかと懸念しまして、本当に地域でそういうのを今からみんなで見守っていけるような地域づくりをしていったらいいということを含めてお話ししましたので、誤解のないようお願いしたいと思います。

最後になりましたけれども、私たちも官民協働ということで、いろんなことで自分たちでできることはやっていこうということで、先日、下条村というところが目につきまして、そこへ行っているいろんなことを学んできたいなど、決して私たちがどうこうするというあれではないん

ですけれども、精神だけでも学んできたいなと思ひまして受け入れをしていただくようお願いしましたら、下条村は村ですし、郡上市は市ですので、規模が違うということで来ていただいても何らまねをしていただくところがありませんので、そこまで手が回りませんので来ていただくことをちょっとお断りしたいということで受け入れを断られたいきさつがあるんですけれども、本当にこれからは私たちもいろんなことで、民の方が市の方へいろんなことで協力できることは協力をして、そして頑張るって、郡上市らしい、すばらしい市をつくっていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

議長（美谷添 生君） 以上で、田代はつ江君の質問を終了します。

森 喜 人 君

議長（美谷添 生君） 続きまして、2番 森喜人君の質問を許可します。

2番 森喜人君。

2番（森 喜人君） 議長より許可をいただきましたので、通告に従ひまして質問させていただきたいと思ひます。最後になりましたので、よろしくお願ひをしたいと思います。

新人教師への教育方針と外部評価の導入ということで質問させていただきます。

戦後の昭和22年から24年の3年間に誕生されました840万人の塊、いわゆる団塊の世代の教職員が大勢退職をされます。と同時に新規の職員採用が必要となり、大学卒業生や待機組にとっては、この不況にもかかわらず、広い門というふうになると思ひます。

先日、県の教育委員会に問い合わせましたところ、過去10年間の新規採用の人数をお聞きいたしました。平成12年が72名ということで、これは県下全体ですが、72名で、その後ほぼ横ばい、平成18年度がピークで332名と4倍を超えております。その後、行財政改革大綱が出されて少しずつ減少し、本年度は254人の予定というふうにお聞きをいたしました。しかし、悪い言い方をしますと、今まで合格をしなかった人でも教師の職につく可能性が出るわけで、かつてないほどの受け入れ態勢、つまり新人教師に対する教育と申しますか、訓練と申しますか、強化すべきではないかと素人目には感じますが、いかがなものでしょうか。

昭和24年生まれの方がこととして還暦を迎え、退職をされますが、ここ一、二年の教育委員会、校長会、教頭会などの取り組みなどがありましたら、お聞かせをいただきたいと思ひます。

最近、学級崩壊という言葉も使い古されたような感じがするのは私だけかもしれませんが、大変教育界にとりまして困難な時代、そういったときに指導的立場のベテランが多く退職をされてしまう中で、大きな転換期に来ているというふうにお願ひします。

そこで、昨年6月議会の一質問で教育問題についてスポットを当てて質問した折、外部評価

の導入を検討してはとお尋ねをいたしました。その際、教育長より、4月の学校教育法の施行規則の改正で今後の努力義務となっていますが、この1年間、できるだけ評価を公表していただくよう働きかけますといった御答弁をされたことを御記憶でしょうか。どのように御努力をしていただけたのか、さらに各学校の対応と取り組みをお聞かせください。

さらに、外部評価といった場合に、どのような手法をお考えであるのか、何をもって外部評価というのかということもお尋ねします。

今、全国的な問題であります。郡上市の教育界もさまざまな問題を抱えていると思います。この変り目の外部評価導入こそ、風通しのいい教育界を目指すことであり、先生方の速い飛躍と成長につながるものと信じます。来年度からは極力導入に向けた前向きな検討を期待いたしますが、御答弁をお願いいたします。

学校給食センター統合についての方向についてお伺いします。

10年後には小・中学生の数がほぼ100名減少することが見込まれる中で、学校の統廃合の問題も現実の課題として検討すべきだと思います。この計画があれば、恐らく先ほど質問させていただきました教員新規採用数もかなり少なくなろうと思います。しかし、平成20年度補正予算と本年度予算の本予算に見ましても、現在ある建物の耐震強化に最大限の配慮をいただき、子供たちの安全確保に御努力をいただいております。このことは大切なことであり、心から感謝を申し上げます。さらに、これから始まります公民館体制につきましても小学校単位で検討されており、地域の明るさという観点からも小・中学校の統廃合は大変難しい課題だろうと思いますが、和良・西和良中の統合を皮切りに、今後、長期的ビジョンを模索、検討すべきであることも否定できない現実であります。

きょうはそんな中で、各地にあります給食センターが今のままでいいのかと、わずかでも経費を削減して財政を健全な方向に持っていかなければならない我が市にとって選択すべき道はないのかという質問であります。

かつて給食センターの統合は、郡上郡だったころに出されたテーマだということですが、町村の壁を超えられず実現できなかったやにお聞きをいたしております。

現在、文部科学省管轄の小・中学校、幼稚園での郡上市内の給食センターの状況を申し上げますと、ちなみに保育園は自前でつくらなければならないという法律になっているということでございますので除きますが、八幡学校給食センターは平成20年度から明宝地区分も含めて1,565食分、平成22年度からは和良分も賄う予定だそうです。正社員2名、日々雇用11名、大和は正社員1名、日々雇用8名で799食分、白鳥は正社員1名、日々雇用9名で1,368食分、高鷲は正社員2名、日々雇用3名で408食分、美並は正社員ゼロ、地域教育課長が兼務をされている、そして日々雇用5名で448食分、和良が、来年度までですが、正社員2名、日々雇用1

名で196食分をつくっているということです。大和やまびこ園は日々雇用3名で250食分、みなみ園は日々雇用2名で127食分を賄っておられます。トータル、正社員8名、日々雇用42名の50名で5,161食分、建物も和良以外は平成13年度から17年度に改築されまして、すべてドライ方式を採用し、当分は使えるという見込みだそうです。

統合のメリットを申し上げますと、人件費の削減、複数の施設の維持管理費の削減、さらに大量仕入れによるコスト削減などです。逆にデメリットは、つくってから食べ終わるまでの時間に制限時間が設けられているため、輸送に関する経費と時間の問題があり、特に距離があり雪の多いひるがのであるとか石徹白などへの運搬の問題、食中毒が一斉に発生する心配、さらに雇用の場が減少する可能性、そして独自性が発揮できないという欠点も上げられます。

ちなみに、可児市では1カ所のセンター方式としてPFI方式を使い、建物の管理などは委託しており、建物の購入費は別途かかってまいりますが、調理業務は市が行っており、市職員、公社職員で45名で9,300食分、郡上市の2倍程度を賄っています。市職員の数と給料は郡上市とほぼ同じですが、いわゆるパートについては4,500万円以上少なくなっています。つまり、2倍の数を3分の1の人件費で賄っているということになります。基本的に地形とか面積も違い過ぎる我が市にとっては比較しようがないかもしれませんが、当面、南北2カ所に集中するといった方向も検討の余地があると思います。ちなみに、八幡給食センターのキャパシティは1,700食、白鳥が1,800食分です。児童・生徒数の推移を見きわめながらの相談になるうかと思いますが、将来はもっと大きなセンター建設といったことになるかもしれませんけれども、当面のお考えをお聞かせください。

続きまして、環境問題と林業振興への取り組みと題しまして質問をいたします。

環境問題と林業振興は切っても切り離せないテーマになりました。環境といえば、日本がホスト役として主催した京都会議、1997年に調印された京都議定書を思い出す方も少なくないと思います。そのときに、最大の問題であり、我が日本にとってショックだったのは、アメリカのボイコットでありました。あれから12年、日本において二酸化炭素の量は願いに反し増加しており、全く有形無実化していると言っても過言ではありません。以前読んだ竹村健一さんの著書の中に、次のようなことが書かれていました。軍事力による冷戦においてアメリカに敗北した旧ソ連は、世界の目先を変えるため環境問題を持ち出し、世界のリーダーシップをとる道を選んだ。既に地球温暖化がささやかれる中、世界じゅうの注目とは裏腹に、アメリカ合衆国は賛同することはなかったという内容だったと記憶しております。そう考えますと京都議定書への対応もよく理解できるわけですが、大切な地球の存続にかかわる問題が大国の政治対立の材料になってしまっていることはゆゆしき問題であります。

今、地球は変わろうとしております。ことし、アメリカのみならず、世界じゅうの期待を一

身に背負ったバラク・オバマ大統領が誕生しました。アメリカの最大の課題、差別の壁を乗り越え誕生したブラックプレジデントは、前大統領とは基本的に考えを異にいたしております。

1月5日の中日新聞の社説に、オバマ大統領の重大な考え方を2点指摘しております。一つは、共産主義体制、社会主義経済体制が内部崩壊したように、アメリカ型の一極主義、経済至上原理主義も自滅に瀕しているという現実を謙虚に認めたこと。もう一つは、今まで軽視してまいりました環境政策を、緊急経済政策、外交・安保政策と一体テーマとして位置づけること。この考えの影響は大きく、世界は環境問題、とりわけ地球温暖化問題に本気で取り組まざるを得なくなったことを意味しているというふうに思います。

つまり、低炭素社会の構築に向けた産業、運輸、業務、家庭といったあらゆる分野において、市民、企業等の社会の構成員が主体的に排出削減を求めていく必要があります。マイはし運動であるとか、1日1人100グラムごみ削減運動であるとかも小さな取り組みの一つでありますけれども、さらに一つの手法として、きょう質問させていただきますカーボンオフセットがあります。カーボンというのは二酸化炭素のことではありますが、今注目を集め、内外でさまざまな取り組みがなされつつありますので、質問させていただきます。

カーボンオフセットとは、二酸化炭素を酸素に変えるといった科学的な技術ではなく、日常生活や経済活動によって排出された二酸化炭素を何か別の手段を用いて相殺する考え方です。森林保護であるとか、植林であるとか、クリーンエネルギーの開発といった事業への投資等の方法があります。経済状況が悪化するまでは世界のトヨタも森林の権利を買って環境問題に力を入れておりましたけれども、真っ先にその予算もカットされてしまったのではないかと危惧をいたしております。しかし、先ほどのアメリカの変化の影響は大きく、環境問題を考えない企業は淘汰されるといった現象も起きてくると思います。瀕死状態にあるアメリカの自動車産業も環境に優しい車の開発に乗り出し、日本も安閑としてはいられなくなると思います。

「環境」というキーワードが信頼につながっていくことは間違いありません。カーボンオフセット事業を取り入れて、郡上市の森林の二酸化炭素の現在の吸収量と間伐や植林後の吸収量を算出し、企業や都市の自治体に営業に行き、カーボンオフセット料金をいただいて荒れた森林整備に充てる。雇用を生み出し、生きた山をつくり、立派な材木をつくり、未来に財産を残すことになると思います。もちろんこの問題は県もしくは全国規模の話でありますので、郡上市がイニシアチブをとってでも取り組む道を模索し、推進してほしいと願っています。お考えをお聞かせください。

クリーンエネルギー、特に太陽光発電についての質問です。

これは、私は今ブログを実はやっているんですけども、そのブログにコメントをくださった方におこたえするという意も込めて勉強し、質問させていただきます。

ドイツの25万都市、アーヘン市の取り組みに「アーヘンモデル」が有名だというふうにお聞きしました。

太陽光発電といいますと、安八町の三洋電機など本社全体が太陽光発電システムとし、安八町全域を補う程度の電力をつくっているといいますし、民家の屋根に装置を積んでおふる等に使っておられますが、高額になってしまうということが現状であります。ところが、ことしに入ってから、経済産業大臣と電気連合会との間の協定が結ばれ、クリーンエネルギーの普及に向けて、太陽光発電や風力発電で発電された電気の買い取りを電気会社に義務づける制度を新たに導入することと発表されました。

この制度は、太陽光で発電された電気を現在のほぼ2倍の価格で電力会社が買い取り、このコストを電気料金に上乗せする仕組みで、早ければ2010年度にも導入、買い取り期間は10年、太陽光発電普及が進んで設置費用が下がれば買い取り価格も下げる予定。しかし、問題が一つ。標準的家庭で電気料金が1月最大100円ほど値上がりすることとなり、国民の理解が必要な課題でもあるということでもあります。

アーヘンモデルの特徴は、市が中心となって取り組んでいるところでもあります。市民は単に電気を生産して販売するというのではなくて、社会に対して貢献しており、それをきちんと社会的に評価することが認められ、システム化されたということです。環境には優しいことがわかりますので、地理的なことも考慮し、果たして郡上市として導入できないものかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

最後に、国の第2次補正予算の目玉は、定額給付金であるとか、高速道路どこまでも乗り放題1,000円だけではありません。注目の一つに、ローンを使って住宅建設した場合の優遇税制があります。

マイホームの建築は一生に一度あるかないかであり、多くの人たちの夢の一つで、かなり高額な買い物になります。経済指標の一つに住宅建築数が上げられますけれども、この経済不況の浮揚につながるものと期待されています。以前まで上限が160万円のローン税優遇でありましたが、200年住宅を建てますと10年間で上限6,000万円の税額控除となる場合もあります。新築などと言っているときではない方も多いたとは思いますが、考えておられた方にとってはまさに千載一遇のチャンスであります。

先日、美並町にあります郡上木材センターへ行ってまいりました。わずかな時間でありましたけれども、理事長さんから説明を聞き、材木を見せていただきました。隔週の金曜日には市があり、富山であるとか福井、三重、静岡、愛媛からも商いに見えるというふうにお聞きしました。年間の取引量は1万8,000立米、2億円だそうであります。理事長からいただいた話は、郡上高校の林業科の生徒が見学に来るたびに、自分の家の山の位置であるとか境を知っていますか

と質問すると、帰ってから理事長の方に学生たちから楽しそうに電話が入るそうであります。という話、そうやって山や木に関心を持たせる指導をしっかりといただいておりますことに感銘もし、また私自身を振り返って反省しきりでありました。立派な重機も購入されており、てきぱきとした仕事ぶりにも感心をいたしました。

さて、外国産材に押されて非常に厳しい環境にはありますけれども、日本書紀の記述にもありますけれども、材の適用が記されております。やはり日本の風土には日本の材料を使うことがふさわしいということは言うまでもないわけであります。

そこで、12年前に「長良杉」というブランド名を岐阜県がスタートをさせました。これは長良川沿いに多いからということですが、岐阜県のどこで生産されたものでもその名前を使うことができるそうです。郡上市にとっては親しみやすい名前であります。しかし、まだまだブランドとして確立していないのが実態だということですが、果たしてブランドというものにたえ得るものなのか、他の杉との違いは何なのか、何か基準があるのか、お尋ねをいたします。

日本三大美林である秋田杉、青森ヒバ、木曽ヒノキや、日本三大人工美林である天竜美林、尾鷲美林、吉野美林、さらに屋久杉であるとか北山杉なども有名です。そのようなブランドにはやはり歴史と実績があります。いかにして長良杉をブランドとして全国版にしていくか、できれば郡上長良杉ブランドとして郡上独自で取り組めないかをお尋ねしたいと思います。

さらに、建築関係者の経営努力に期待するところが大きいわけではありますが、郡上市内にとどまらず、市外への拡張が長良杉を初め郡上産材の普及につながります。販売ルートの拡大をいかに図るか。かつて東濃桧で有名な旧加子母村では、村の木を使って建築していただいた家の上棟式には必ず村長と議長がすべて参加をし、宣伝をしたというふう聞いております。市民総参加で郡上長良杉、長良杉の啓蒙に必死になって取り組んでいく中でしか道は切り開かれないのかもしれないかもしれません。

最後に、市民が自分の山や森林に関心を持ち、長い目で管理をする考えをいかに持たせるか、少しでも良品質のものを真心込めて育てること、地道にでも森林振興を進めることが大切だというふうに思います。厳しい森林行政はしばらく続くかもしれませんが、希望的観測をお聞かせいただきたいというふうに思います。

平成21年度の郡上市施政方針についてお尋ねをしたいと思います。

市政運営の基本方針の中に5年間の計画期間として郡上市総合計画・基本計画が平成22年度までとなっていることから、平成21年度より後期基本計画策定に向け、若手職員を中心としたプロジェクトチームを編成し、本格的な計画・検討に入る予定とありますが、具体的なメンバー構成、目的、内容等など、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

さらに、予算編成の柱の一つ、五つ目の柱でありますゼロ予算事業への取り組みであります。

先ほど上田議員の方からも御質問がありましたけれども、重なることもあります。掲げられました項目について積極的に取り組んでいただくことは当然でありますけれども、柱というには少々物足りないような感じがいたしておりました。

やはりお金をかけずにできる事業といえば、積極的に市長さんに動いていただくことだと考えます。例えば、給食時に訪問して子供たちに接していただくこと。現場で児童・生徒に積極的に声をかけていただければ、何かを感じてくれると思います。

さらに、もっと積極的に市民の中に飛び込んでいただきたいと思います。市長の姿が見えることが望ましいことだと考えます。郡上市のホームページを見ましても、年頭所感、また平成21年度施政方針はありますが、それ以降はなく、できましたら1ヵ月ごとに更新していただきたい。さらに申し上げたいのは、個人的にでもブログを開設されて、易しい言葉で日常のことなども含んだ情報を発信されてはいかがでしょう。文明の利器を利用して、生かして、市長さんを近く感じてもらえるチャンスだというふうに思います。施政方針発表後しばらく経過しておりますので、市長さんのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上をもって終了しますが、再質問を保留させていただいて終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（美谷添 生君） 森喜人君の質問に答弁を求めます。

日置市長。

市長（日置敏明君） 森喜人議員の御質問にお答えをいたしたいというふうに思います。

2番目の御質問がございました、環境と森林・林業の問題についてでございます。

まずカーボンオフセットというお考え、こういう問題につきましている問題を提起されました。御指摘がありましたように、二酸化炭素を排出する一方で何らかの形で二酸化炭素を吸収する、そういったいろんな森林の造成ですとか、あるいはクリーンエネルギーの確保とかいった問題に取り組むということでございます。これは非常に大切なものであると、考え方であるというふうに思っております。

郡上市の取り組みといたしましては、昨年の2月でございますけれども、県にお取り持ちをいただきまして、名古屋に本社を起きますブラザー工業という会社と協定をさせていただきまして、平成20年度から、一つは、白鳥町の高平にございます延年の森で植樹を約4ヘクタールやっております。それからまた郡上市有林で間伐、これは約20ヘクタールほどでございますが、こういったものをこのブラザー工業の資金で行っていただくという取り組みを進めていただいております。これはまさに、いわば言ってみれば、このブラザー工業という会社における一つのカーボンオフセットの取り組みでないかというふうに思っております。

しかし、現在のところ日本においては、こういうカーボンオフセットといった活動がいわば

企業の社会的貢献活動という形で、いわば企業の任意の貢献活動という形で行われておるところでございます。先ほど御指摘がございましたように、まさに危急存亡のときを迎えるような、企業がそういう状態になってくると、こういう活動はともすればやはり一たんわきに置かなければならないというような状況になるというふうに思います。非常にそういう意味では、制度的にまだ日本においては未熟な状態にあるというのが事実ではなかろうかというふうに思います。

しかし、こうした問題は、今後、地球環境の問題が重視されればされるほど、やはりいろいろと重視をされてくることであろうかと思えます。何とか郡上市におきましてもそういったものが一つのビジネスとして成り立たないかということにつきましては、重大な関心を持って見守りながら、機会があれば何らかの形でこういった提携というものをふやしていく努力をしたいというふうに思います。

それから次に、クリーンエネルギー、特に太陽光発電の問題を御指摘になりました。

アーヘンモデルということについてお話をされました。アーヘンという言葉聞いて私は懐かしい思いをいたしました。といいますのは、ちょうど昭和54年ごろ、ある海外調査でこのアーヘンという都市を訪れたことがございます。多分ベルギーとの国境近くのみちではなかったかと思えますが、大変大きな聖堂があったり、歴史豊かな静かなまちだったことを覚えておるわけでございますが、ここのアーヘンで最近、といっても既に大分定着しているようでございますが、一つのモデルが開発をされて、そういったものが太陽光発電とか風力発電の資金として充てられているということだそうでございます。

これは、ドイツの特別なそういう仕組みの中で、アーヘン市の持っている上下水道エネルギー会社というところが、一たん電力会社から買った電力を普通の家庭に供給するときに電力料金に1%上乗せをして売って、それでできた財源でもって、今度は太陽光発電をされる方の電力を通常の電力料金の10倍程度のお金で買うという形で太陽光発電を振興しておられるという仕組みというふうに承っておりますけれども、こうしたことが日本で、あるいは郡上市でできるかということであろうかと思えます。

太陽光発電につきましては、私は郡上市において考えるときに二つの問題があると思えます。一つは、議員も御指摘をされましたように、自然条件であると思えます。岐阜県は全国でも日照時間が非常に長い地域だと言われますが、岐阜ではかりますと1年間に2,000時間ある日照時間が、郡上市の八幡では年間1,500時間、さらに白鳥へ行きますと1,300時間というような条件になってまいります。そうしますと、やはり年間における太陽光発電の稼働時間というものの制約があるので、果たしてこれでうまくやれるかという問題が一つあると思えます。

それからもう一つは、やはりこうした太陽光発電というものをそれぞれの御家庭で、例えば

3.5キロワットというような発電力を備えた太陽光発電をつくらうとしますと約200万円ぐらいかかるそうでございます。こういったものを、もちろん国なんかの補助がございますが、いわゆるその買い取り料金というものが通常の電力料金の2倍やそこらではちょっとなかなかそれを回収するということが大変長期間かかって、果たして太陽光発電をやろうというインセンティブに十分なり得るかどうかといった問題が出てくるのではないかというふうに思うわけでございます。

この問題もそういった二つの側面が郡上市においてはあると思いますけれども、郡上市においては既に、局地的にといいますか、非常に単発的に公園の街路灯とかそういうところに太陽光発電というのを取りつけておりますけれども、こういったクリーンエネルギーをかなりの意味を持った形で発電するということには、まだまだ少しいろいろ検討しなければならない課題が幾つかあると思いますので、これもやはりそうした点を十分見据えながら検討を進めていきたいというふうに思っております。

それから次に、長良杉の問題でございますけれども、御承知のように、長良杉は岐阜県が提唱した一つのブランドでございますけれども、特別の定義といいますか、規格というのではないように聞いております。

郡上の杉材、大変たくさんあるわけでございますけれども、これを私たちとしては最大限に、先人の残してくれたものを材として活用、売っていかねばならないということでございますが、現在、郡上市の人工林は大体3齢級から9齢級ということで、1齢級が5年分でございますので、45年生ぐらいまでの杉材が非常に多いというふうに認識をいたしております。こういったものを例えば間伐材等に出す場合は、なかなか市場でも高くは売れないということではないかというふうに思います。末口ということで木の細い方の末口直径が20センチから28センチぐらいで4メートルぐらいの材、中目材と言うそうでございますが、こういったものを美並の市場で売する場合でも大方1万2,000円から1万3,000円という、1立米でございますが、価格だそうでございます。しかし、そういった価格が、先ほど御指摘になりました天下の銘柄材である吉野杉や秋田杉や天竜杉であっても、中目材というものはやはりその程度の価格でしか売れないと。80年生以上のものとか天然の杉だとかといったものは非常に銘柄材として高く取引されるんですが、そういった規格のものはその程度ということで、これはこれで郡上材としてかなり健闘しているのではないかというふうには思います。

そういいながら、しかし郡上材のやはり販路の促進、開拓ということは非常に大事なことでございますので、今年度もいろいろと、例えば郡上市木材利用推進協議会と連携をいたしまして、消費者をそういった材の木材生産の現場、あるいは製材工場とかいうようなところへお連れして、実際に見ていただいて、郡上材で家を建てようというような気持ちになっていただく

というような取り組みも進めていきたいというふうに考えているところでございます。

それから最後でございますが、私が施政方針の中で申し述べました、郡上市の総合計画の後期の基本計画をつくるために職員のプロジェクトチームを編成して取り組みたいということをお願いしました。この気持ちは、従来、ともすれば総合計画の策定等についてコンサルに委託をするとかという形で、重要なものを考える場所、あるいはデータを整理する場所、そういうところを外部へ委託してしまって、せっかくの機会を、職員の研修であったりトレーニングの機会というものを逃していくということではいけないのでということで、30代から40代ぐらいの係長さんとか主査・主任級の方々、こういった方々に大いに活躍してもらいたいというふうに思っています。

それで、先ほどちらっと申し上げましたが、午前中だったでしょうか、地域課題白書というものを、今、皆さん職員の力でつくってくれということで、いろんな郡上市にかかわるデータを整理してもらっています。こういうようなものをつくったメンバーが約35名、これは本庁も現地機関も含めての若い人たちがチームを組んで、いろんなテーマごとに取り組んでおられますので、そういったチームに今後も取り組んでもらおうというふうに思っております。

それから、ゼロ予算事業等の取り組み云々ということでございます。

御指摘のとおりでございますが、今回、ゼロ予算という形で出させていただいたものの中には、もう従来から取り組んでいるものもございまして、今回取り組もうかといったものもございまして、決して骨太の政策がたくさん出ているというものではございません。こういうものを、しかし私たちの意識の改革ということも含めて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

そういうことで、一番の最大のゼロ予算は市長が皆さんのところへ出かけることだというふうに御指摘がございました。全くそのとおりだというふうに思っております。ともすれば、こういう大きいずうたいになって、例えば市長がどこかへ出かけるというときに、市全体の行事には出かけるけれども、地域ごとの行事には出かけていかんとかというような自縄自縛をしておりますと、本当に皆さんに親しんでいただけるような関係はつくれませんので、この間も実は教育長にお願いをいたしまして、市で行われる中学校の卒業式に、大きな中学校でなくて小さな中学校へ行かせてくださいということで、和良中学校の卒業式に出席をいたしまして、私も一緒にもらい泣きをしたような状態でございましたけれども、そうした形で、事あるごとにやはり事情の許す限りいろんな地域へも出かけていきたいというふうに思っております。

また、インターネットの活用等につきましても大変重要な御指摘をいただきました。ものぐさをしておりまして、なかなか「市長の部屋」というところにもいろいろ情報を、みずからわかりやすい情報とを言いながら、この1年間、なかなかたくさん書くことができませんでした

が、今後そういったことも努力をし、あるいは研究をしてみたいというふうに思っております。

議長（美谷添 生君） 青木教育長。

教育長（青木 修君） それでは私の方からは、新人教師の研修と学校評価についてお答えをさせていただきます。

採用状況ですけれども、大体通例、小・中学校平均して4倍以上の採用の倍率になっておりますので、極端に広い門ということではございません。しかも、採用されて1年というのは初任者研修の対象でもあり、1年間というのは条件つき採用期間ですので、初任者については、勤務成績が良好であった場合に1年後に正式採用になるということです。ですから、そのためにも初任者研修が今実施されておまして、研修内容としては、180時間以上の校内研修と、総合教育センターで3日間、教育事務所で10日間、そして市教委で4日間、さらに連携している研修校で4日間、宿泊研修で4日間という研修が用意されておまして、初任者が終わってからも経験年数に応じて3年目、6年目、12年目研修がありますし、10年ごとに免許更新というような、そういった研修もございます。また同時に、計画的な人事異動ですとか、それから毎年の自己啓発面談等によって研修をしておりますので、そういった研修の機会の中で力を付けていただくというような今の仕組みになっております。

それから学校評価につきましては、これは学校の教育活動ですとか、それから学校運営の状況を評価し、そして改善の方法を考えて、それを家庭や地域社会の皆さん方に公表して、学校、家庭、地域社会との連携で教育を進めていくというのがこの評価の目的ですけれども、具体的に学校評価の定義が20年1月31日にこういうガイドラインができましたはっきりしたんです。以前は、外部評価という言葉も使っておったわけですけれども、三つに分かれました。自己評価と学校関係者評価と第三者評価、自己評価というのは学校の職員が行う評価です。それから学校関係者評価といいますのは、保護者とか学校評議員とか地域住民の方、いわゆる学校に何らかの形でかかわりを持たれる方の評価、そして第三者評価というのは、いわゆる外部の方で、学校に直接かかわりのない専門家の客観的評価ということなんです。

現在、この自己評価についても、学校関係者評価についても、学校管理規則で実施をするということで4月1日から改定をいたしましたので、既に今でも自己評価についても、それから学校関係者評価についてもそれぞれの学校でやっておっていただきますし、公表についてもPTAの総会ですとか、あるいは学校便り等で行っておっていただきますが、いわゆる第三者評価ですね、これについては検討をしている段階で、今のところ実施の予定はございません。以上でございます。

議長（美谷添 生君） 常平教育次長。

教育次長（常平 毅君） それでは私の方から、学校給食センターの統廃合計画につきましてお答えをさせていただきます。

学校給食センターの現状につきましては、先ほど森議員が質問の中でされました職員数、給食数のおりでございます。平成20年度に明宝の学校給食センターを八幡の学校給食センターに統合しまして、明宝地域を除く6地域の学校給食センターで調理を行いまして、現在、石徹白及び小川小学校を除く全小・中学校と八幡幼稚園に配送しているという現状でございます。

現段階におきます今後の計画としましては、西和良中学校と和良中学校の統合にあわせまして、平成23年度から和良の学校給食センターを八幡の学校給食センターに統合していきたいという計画を持たせていただいております。

なお、中長期的な計画でございますが、これにつきましては、学校給食センターの統廃合といたしますのは、やはり当然学校の統廃合とも大きくかかわってまいります。来年度から、将来の児童・生徒数の動向を踏まえまして、中長期的な展望に立った学校区の再編のための検討会議を開催していく予定でございます。そういった検討に並行しながら、この学校給食センターの統廃合につきましても検討していきたいというふうに考えてございます。ただ、効率のよい運営を求めながらも、やはり食の安全が第一でございます。そうしたもろもろな課題を踏まえながら検討を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

（2番議員挙手）

議長（美谷添 生君） 2番 森喜人君。

2番（森 喜人君） それぞれありがとうございます。

市長さんに一言だけお聞きしたいんですが、最後にブログという話をさせていただいたんですが、いろんな市長村長さんの中には、個人的にブログを開設されて、非常に、かたいものじゃなくて、もっとソフトなものを発信されておられる方が見えるんですね。そうしたことというのはお考えなのかどうかちょっとお聞きしておきたいと思いますが、よろしく願いします。

議長（美谷添 生君） 日置市長。

市長（日置敏明君） 他のそうしたことを既に実行しておられる市町村長さんの例をよく勉強させていただきながら、検討させていただきたいと思います。

議長（美谷添 生君） 以上で、森喜人君の質問を終了します。

散会の宣告

議長（美谷添 生君） これで本日の日程を終了しました。

本日はこれで散会いたします。長時間にわたり御苦勞さんでございました。

(午後 3時42分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 美谷添 生

郡上市議会議員 田 中 和 幸

郡上市議会議員 金 子 智 孝